

第2章

安全で健康な学生生活を送るために

- ▶ 学生生活における APU のポリシー 51
- ▶ 学生懲戒 54
- ▶ ハラスメント 56
- ▶ 人間関係・恋愛トラブル 63
- ▶ 情報・メディアリテラシー 65
- ▶ 注意すべき学生生活上のトラブル 68
- ▶ 交通関連のマナーと通学ルール 72
- ▶ 健康管理 82
- ▶ 障がい学生対応 101
- ▶ 住居 103
- ▶ アルバイト 109
- ▶ 大規模災害等がキャンパスを
含むエリアで発生した場合の対応 110

がくせいせいかつ 学生生活におけるAPUのポリシー

たぶんかきょうせいじんけんそんちょうじゅうようせい APUにおける多文化共生と人権尊重の重要性について

APUは、大学の基本理念として、「自由・平和・ヒューマニズム」「国際相互理解」「アジア太平洋の未来創造」を掲げています。

APUでは、90を超える国・地域から国籍・民族・宗教・文化的背景が異なる人々が、その設立理念に共感し、自ら、その担い手となるべくここに集い、教育・研究・社会貢献活動を行っています。

APUにおいては、「互いの存在を承認する」「人間として対等・平等であることを深く理解し行動する」「互いに憎みあうことなく、加害者にも被害者にもならない」、すなわち構成員一人ひとりが、人間としての尊厳と権利を大切にするという倫理観に基づいて学び活動し、それを社会全体に広げていくことが求められます。

おおいたけんべっぷしいちいんく 大分県・別府市の一員として暮らす

べっぷしゅきゅうしゅうちほうとうぶおおいたけんいちじんじんこうまんにんまち
APUがある別府市は、九州地方の東部にある大分県に位置している人口12万人の街です。

ねんごつおおいたけんべっぷしきょうしきょうりょくようかわしょうういきょうやく
APUは、2000年4月、大分県・別府市との公私協力により、キャンパス用地の無償提供と約200億円の建設補助金を得て設立されました。また、多くの企業・財団や個人、政府、大分県・別府市、立命館学園からの国際学生や国内学生への奨学金は、APUの発展および学生の成長への大きな期待と善意によるものです。

おおいたけんべっぷしいちいんちいきはってんこうけんたいがくもくでき
みなさんは、大分県・別府市の一員として、地域の発展に貢献することを大学のひとつの目的としています。APUの学生は、どこの国・地域の出身であっても、大分県・別府市の一員です。大分県・別府市の歴史や社会を知り、それを尊重し、地域とともに暮らしていることを忘れず学生生活を送ってください。

しゅうきょう 宗教

せかいおおくにさまざましゅうきょうぶんかきてきかんもがくせいあつしゅうきょう
APUには、世界の多くの国から様々な宗教や文化的価値観を持った学生が集まっています。宗教は、それを取巻く文化や信頼する個人の生活習慣、考え方、生き方、また人生観そのものまで左右するものもあります。信仰の度合いも人により様々です。

さまざましゅうきょうあつかんがくせいあつぜんがくせいこうへいたいおうじゅうきょうかんかき
様々な宗教観をもつ学生が集まるAPUは、全学生に公平に対応するために、宗教に関して、下記の原則を立てています。

1. APUでは個人の「宗教の自由」を保障します。
2. 宗教活動に対しては、大学は原則として援助を行いません。
3. APU内の公共の場所において、下記のような宗教活動は禁じます。

- ある特定宗教の為の布教等、その他宗教への援助、促進等になり得る活動、および同宗教
団体からの支援を受ける活動。
- 他宗教への圧迫、干渉、侮辱等になり得る活動や反社会的活動、学生生活を送ることが困難に
なるような活動。

アルコール

1. 学生が日本の法律で飲酒を許可された年齢（20歳）に達するまでは、アルコール飲料（ビール、日本酒、ワイン、ウイスキー等）の消費及び持続は禁止します。
2. 学生主催の行事等におけるAPUでのアルコール飲料の販売および消費は場所を限定した許可制とし
ます。
3. 飲酒する際の心得
 - 「一気飲み」は決してしない、させない（死に至ることもあり、大変危険です）
 - 飲めない人、飲みたくない人には無理やりすすめない
 - 体調が悪い日、風邪薬や痛み止め等の薬を飲んでいるときは飲まない
 - 食べながらゆっくり飲む
 - 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる

ドラッグ

日本の法律に基づき、大麻や覚醒剤等の持続、使用、売買、配布等の行為は犯罪として禁止さ
れており、違反した場合は厳しい罰則が科せられます。また、これらの行為は、学問・研究の場である
大学とは相容れない反社会的な行為であり、APUにおいても厳しい処分を伴うものとなります。
これらの行為は、学業の中止を余儀なくされる（国際学生においては入管法における退去強制の事由
に該当するなど、在留資格に関わります）だけでなく、あなたの健康を損なったり、ひいては人生その
ものを狂わせることになります。したがって、大麻等には一切関わらないようにしましょう。
大麻等の情報を得た場合は、速やかに警察に届け出て下さい。大学でも相談を受け付けています。

consult@apu.ac.jp

タバコ

学校法人立命館は、「立命館学園 キャンパス全面禁煙にむけた指針」を策定し、2008年度より
具体的な取組みを実施しています。APUでも、喫煙人口を減少させ、受動喫煙を防止するために、この
指針に基づく取組みを順次行っていきます。
現在APUではキャンパス内に3箇所の「喫煙エリア」を設置し、これらの場所以外での喫煙を禁止し
ています。みなさんのご理解とご協力を願っています。

においほん さいみまん もの きつえん ほうりつ きんし
なお、日本では20歳未満の者の喫煙は法律で禁止されています。

いほうこうい めいわくこうい 違法行為・迷惑行為について

おおむろくのうがくせい せつりつ りなん はいい じゅうぶん りかい がくしゅう けんきゅう はげ かがいかつどう ちいきこうりゅう
多くの学生は、APUの設立の理念・絆縛を十分に理解し、学習・研究に励み、課外活動や地域交流
かつどう せっせきよくてき さんか じゅうじつ がくせいせいかつ おく いちぶ がくせい ちいき
活動にも積極的に参加し、充実した学生生活を送っています。しかしながら、一部の学生による地域
しゃかい めいわくこうい はんぱいこうい じじつ いんじゅ こううほうき
社会での迷惑行為、犯罪行為があることも事実です。(ゴミのはいき、飲酒によるさわぎ、交通法規
いはん がくせい めいわくこうい はんぱいこうい お がくせい もんたい
違反など) APU学生による迷惑行為や犯罪行為は、これを起こした学生だけの問題にとどまらず、
APU学生全体、大学全体の評判を貶め、これまでの社会からの信頼と善意を踏みにじることになります。
おおいたけん べつぶし もいきじゅうぶん しんらい がくせいせいかつ そんりつ
大分県・別府市の地域住民からの信頼なくしては、みなさんの学生生活も存立できません。

せい たようせい 性の多様性について

きほんたきじんけん そんちょう かんてん せい たようせい そんちょう せいしこう せいじにん
APUは基本的人権の尊重という観点より、性の多様性を尊重しています。いかなる性指向や性自認の
がくせい じんけんしんがい う せいしこう せいじにん りゆう ふりえき あつか
学生も人権侵害を受けず、また、性指向や性自認を理由に不利益な扱いをされることも不快な思いや
くつう う ほんがく がくしゅう がくせいせいかつ おく かんきょう め ぎ
苦痛を受けることなく、本学において学修し、学生生活を送ることのできる環境づくりを目指して
します。詳細は大学のホームページをご覧ください。スチューデント・オフィスのLGBT斯相談員に相談
することもできます(連絡先: apulgbt@apu.ac.jp)。

がくせい いちょうかい 学生懲戒

APUでは、学生が、学習・学生生活を送るにあたって、大学で定めた規則に違反する行為、他者の学習・学生生活の権利を侵害する行為、日本国・自治体が定めた規則等に違反する行為を行った場合は、

厳しい態度で反省を促し、更生するために指導を行っています。学生懲戒は、学生自身が行った行為について、深く反省し、二度と同様のことを繰り返さないための教育です。

APUでの生活においては、学生が乗り越えがたい困難な事態に直面することがあるでしょう。その際に、APUという類まれな文化環境・知的創造の場の一員であることを強く意識し、いかに自らを律することができるか、それぞれの学生が隣人に対して人類愛に基づく寛容な態度と粘り強い態度、対話に基づいて適切な相互批判ができるかということを考えて行動しなければなりません。

重大な法律違反や薬物などについては、退学等厳しい処分を科しています。

がくせい たいよう 懲戒の対象とする行為

こう 行	い 為
しけんとう 試験等における不正行為	ふせい こうい 不正行為
れぽーと・演習・卒業論文等の提出における不正行為（ひょうせつ等）	ふせい こうい 不正行為
じょうほりりんり 情報倫理・個人情報取扱いに違反する行為	こうい 不正行為
がくせい 学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為	こうい 不正行為
こうい ハラスマント行為	
がくせい 学生の本分に反する行為	こうい 不正行為
しゃかいできしょくじょ 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）	はんざい 犯罪行為

がくせい じょぶんひょうじゅんれい 学生懲戒処分 準例

がくせい たいよう
懲戒の対象となる行為を行った場合は、先例に基づいて、学生委員会において懲戒処分を審査・決定

します。

がくせい こうい
複数の行為に及んだ場合など、行為の内容により処分の軽重が変わります。学生懲戒処分 準例に

がくせい こうい
記載されていない行為であっても、学生の本分に反する行為、違法行為、迷惑行為などは全て懲戒

がくせい こうい
処分の対象です。また、学生懲戒処分を受けた場合は、各種規程に基づき学費減免・奨学金の停止・

とりけし おこな
取消を行うことがあります。

行為	処分
スーパーや商店における万引き *1	戒告・停学・退学
窃盗	戒告・停学・退学
他人のID、パスワードの不正使用、履修登録の不正	戒告・停学・退学
大学周辺の迷惑駐車	戒告・停学・退学
無免許運転	戒告・停学・退学
飲酒運転	停学・退学
バス定期券等の不正使用行為 *2	戒告・停学
大麻や麻薬などの薬物所持・使用行為	退学
試験の不正行為、論文・レポート等の剽窃 *3	戒告・停学・退学
暴力行為	戒告・停学・退学
性暴力や明確な合意がない性交渉（一方が身体的・精神的に苦痛を負った場合）	戒告・停学・退学
ハラスメント行為	戒告・停学・退学
未成年の喫煙・飲酒	戒告・停学・退学

*1 商品の返却や買い取りをしたとしても、万引きをしたという事実が消える訳ではありませんので、同様の処分となります。

*2 これらの行為はすべて不正使用行為です。

- 利用区間外の乗車での定期券の利用
- 利用期限切れの定期券の利用

*3 試験の不正行為、論文・レポート等の剽窃に関する処分については、学部履修ハンドブック・Graduate Academic Handbook を参照してください。

停学について

停学対象のクオーターやセメスターの履修科目が全て削除されます。従って、科目履修や単位習得ができないなくなり、奨学金やビザ更新、資格外活動、卒業にも影響が及ぶことになります。セメスター停学となった場合は、卒業が延期となります。

ハラスメント

ハラスメント防止のためのガイドライン

立命館アジア太平洋大学は、大学の基本理念として「自由・平和・ヒューマニズム」「国際相互理解」アジア太平洋の未来創造を掲げています。また、2006年7月21日には立命館憲章を定め、国際相互理解を通じた多文化共生の学園を確立し、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人材の育成に努めるという指針を示しました。

人々が真に自由であるためには争いごとのない状態を必要とし、自由は人間の尊厳を求めるヒューマニズムの精神、相互理解のもとではじめて開花します。

立命館アジア太平洋大学では、教職員や学生など立場の異なる人々が互いに関わりながら、また、数多くの国や地域から国籍・民族・宗教・文化的背景などが異なる人々が集まって、教育・研究を始めとする諸活動が行われています。こうした環境のもとでは、個々人の意識や価値観の多様性を相互に理解しあうことがなおいっそう重要です。

立命館アジア太平洋大学は、大学の自治や学問の自由を守る視点から、性別、人種、言語、国籍、宗教などに関する差別、偏見、嫌がらせなどのいかなるハラスメントも容認しないことをここに宣言します。

立命館アジア太平洋大学は、次の点を重視してハラスメント防止に取り組みます。

- (1) 「自由・平和・ヒューマニズム」の基本理念に立脚した取り組みであること
- (2) 学生の学ぶ権利と学び成長する環境を保障する（学生は人間として対等平等であると同時に、成長過程である点にも留意しなければなりません。）ものであるとともに、ハラスメントを生み出さない労働環境を作り出すものであること
- (3) 「自由・平和・ヒューマニズム」を守り発展させる日常的活動の一環としてハラスメント防止を位置づけること
- (4) 中立性と公正性を備えて本学の全構成員の利益を擁護すると同時に、大学の自治の観点から責任ある問題の解決をはかるために実効性があること

本学の全構成員が、本学の理念と上記の視点に立ってハラスメントの防止に努めることを求めます。

ハラスメントを防止するために

立命館アジア太平洋大学は、先の理念と視点に立って、次の目的のために「ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定します。

- (1) 性別、人種、言語、国籍などに関する差別、偏見、嫌がらせなどのいかなるハラスメントも容認せず、
本学においてハラスメント行為が生じないように、教育と啓発活動を推進する。
- (2) 最も重要なことはハラスメント行為がおきないことであり、本学構成員がハラスメント行為者とな
らないことを目指す。
- (3) ハラスメント行為（ハラスメントと疑われる行為）が生じた場合には、当事者間の相互理解を深め、
事態の改善が図られるように大学として援助を行う。
- (4) 当事者間で問題の解決が図れない場合には、前記理念と視点に立って、大学としての解決を図る。

上記の目的を達成するために必要なハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）等の組織
を置きます。

ハラスメントとは

(1) ハラスメント

ハラスメントという言葉には、いまだ日本語としての適語がありません。日本の社会や各大学では、
セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、キャンパス・ハラスメント、パワー・
ハラスメントなどの用語が用いられていますが、確立した定義はありません。
本学では、性別、人種、言語、国籍、出身、宗教、思想、信条、職業、障害の有無などに関する
差別、偏見または嫌がらせをはじめ、教職員、学生または関係者が他の教職員、学生または関係者
に不利益や精神的苦痛を与える言動と定義します。

(2) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手不快にさせる人権侵害の性的言動です。

① 性的（広義で用います）な言葉や行為によって、相手に屈辱感や精神的苦痛を感じさせたり、
不快な思いをさせたりすること。

② 性的な言葉や行為（性的なポスターの掲示等）によって、相手の教育、研究または職場関係を損
なうこと（「環境型」セクシュアル・ハラスメントと呼ばれています）。

③ 性的な言葉や行為によって、相手の望まない行為を要求し、これを拒否した者に対して、職場・
教育などの場において、人事、成績その他において不利益を与えるなどの嫌がらせを行なったり、
これらの不利益をほのめかしたりすること（「地位利用型」または「対価型」セクシュアル・ハ
ラスメントと呼ばれています）。

セクシュアル・ハラスメントは、一般マスコミでは、わいせつな行為や男女関係のもつれ、さらには刑事犯罪までをも直接的に含むような文脈でのみ紹介されることも多く、その定義が誤解され、

きわめて狭く理解されている場合も少なくありません。実際には、こうした悪質なケースのみならず、従来は、さして問題がないと考えられてきた言動が、セクシュアル・ハラスメントとなることもあります。以下の点を保持して自分が行動できているか、という観点から、セクシュアル・ハラスメントについて、正しく認識することが大切です。

①相手の人格を尊重する

②相手が大切なパートナーであるという自覚をもつこと

③相手を性的な関心の対象としてのみ見る考え方をなくすこと

④異性を劣った性と見なさないこと

なお、このような立場から、同性間のセクシュアル・ハラスメントや性に関する固定観念にもとづく差別的言動も対象となります。

(3) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、性的な言動を含まないとしても、教育研究上の力関係、上下関係または優越的な地位を利用して行う言動により、相手を不快にし、また相手の研究上、教育上、就労上の利益や権利を侵害することです。アカデミック・ハラスメントを類型化すると以下のとおりとなります。

①教育上のハラスメント

- 必要な教養の指導を理由なく拒否または放置すること

- 過度の課題を強要すること

- 地位や単位取得にかかわって不当な評価を行うなど、不公正な取り扱いをすること

- 進路・就職について自由な選択を侵害またはこれを脅かすこと

などがあげられます。

②研究上のハラスメント

- 研究テーマを与えない、機器・設備を使用させない、または研究発表を不当に制限すること（「研究疎外型」といいます。）

- 研究成果や個人的アイデアを不当に流用すること（「研究搾取型」といいます。）

などがあげられます。

(4) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、教職員が職務上の地位または権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動です。

- ①就労に専念することができなくなる程度に就労上の環境が、不快なものになること
 ②昇任、配置転換等の任用上の取扱いや昇格・昇給等の給与上の取扱い等に関する不利益を受ける

ことなどがあげられます。※

※パワーハラスメントは教職員のみでなく、学生においても起こりうるものです。

本ガイドラインの適用範囲および対象

本ガイドラインは、本学のすべての構成員を対象とします。即ち、本学を構成する教員（常勤・非常勤）と問いません）、職員（専任職員、契約職員、アルバイト等はもちろん、本学において就労する派遣労働者、委託業務従事者等を含みます。）（以下これらを総称して「教職員等」といいます。）、院生・学生（留学生、研究生、科目等履修生等、本学で教育を受けるすべての者を含みます。）（以下これらを総称して「学生等」といいます。）、院生・学生（留学生、研究生、科目等履修生等、本学で教育を受けるすべての者を含みます。）（以下これらを総称して「学生等」といいます。）です。なお、TA・RA等、本学の教育・研究活動の補助的業務に従事する者も対象とします。

また、本学での修学、教育・研究または就労に重大な影響を及ぼす言動については、それが正課中か、勤務時間中か、キャンパス内か等、時間・場所を問わず、適用または準用されます。
 さらには、教職員等については退職後も、学生等については卒業・退学後においても、在職中または在学中の被害または加害に対しては、本ガイドラインが適用されます。また、被害者または加害者の一方が本学構成員である場合にも、本ガイドラインが適用または準用されます。

ハラスメントを行わないための基本的心構え

ハラスメントをしないようにするために、まず何よりも、基本的人権を尊重する立場に立つことが重要です。

ハラスメントは、個人や立場によって感じ方が異なるために、判断がつきにくいと思われがちです。判断がつかない場合は、例えば、セクシュアル・ハラスメントの場合、自分の言動が、自分の親族（やそれに準じた極めて親しい人々。配偶者・子供、恋人など。）に向かられた場合を想定してみましょう。もしそれが不快であれば、その言動はハラスメントに該当する可能性が高いと考えてください。

また、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントの場合、自分と相手の立場を入れ替え、同様の扱いを受けたとき、どのように感じるか考えてみてください。不公平と感じたり、やる気を減退したりするようであればその可能性は高いでしょう。

その上で、以下の点についても、十分に認識しておきましょう。

- (1) とくに性に関する言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、立場などにより差があり、セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかについては、相手の判断が重要であること。（親しさの表現のつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合が存在すること／この程度は相手も許容するだろうという勝手な憶測はしないこと／相手

りょうこう にんげんかんけい しょう かつて おも こ とうとう りゅううい
との良好な人間関係が生じていると勝手に思い込まないこと、等々に留意する)
 あいて きょひ いや はあい おな げんどう けつ く かえ
(2) 相手が拒否したり、嫌がったりしていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないことを。

あいて つね い し ひょうじ かぎ
(3) ハラスメントかどうかについて、相手から常に意思表示があるとは限らないこと。(ハラスメントう もの しどう きょうういん じょうし にんげんかんけい こうりょ きょひ ばあい おな
を受けた者が、指導教員・上司などといった人間関係を考慮し、拒否できない場合も多いこと/
きょひ い し ひょうじ どうい こうい かんちが とうう りゅううい
拒否の意思表示がないことを同意・合意と勘違いしないこと、等々に留意する)

きんむ じかんない しょくばばない ちううい ふじゅうぶん
(4) 勤務時間内・職場内におけるハラスメントにのみ注意するのではなく十分であること。(例えば、たと
じょくば きょういく ば にんげんかんけい じぞく かくしゅ えんかい ばめん
職場・教育の場における人間関係がそのまま持続する各種イベント・コンパ・宴会などの場面に
おいても、ハラスメントに十分に留意する)

ハラスメントの被害に遭った場合

ハラスメントとは、ハラスメントを受けた側の責任で生じることがらではありません。自分を責めたり、
我慢したりせずに、事態が悪化しないうちに、勇気をもって解決へ向けて行動してください。

(1) 自分で解決が可能な場合

ハラスメントは、相手が、自分の言動がハラスメントに該当していることに全く気づいていない
場合もあります。相手と敵対的な関係にない場合などは、ハラスメントであり不快であることを、
ごくとう ぶんしよ あいて ちくせつた 口頭または文書で相手に直接伝えましょう。

(2) 自分ひとりでは解決が難しい場合

立命館アジア太平洋大学では、ハラスメントの相談に対応するため、防止委員会のもとにハラス
メント相談員(以下「相談員」という)を各オフィスに配置していますので、すみやかに相談し
てください。相談員の電話番号は、別途お知らせしています。相談は、電話または電子メールで
も受け付けますし、プライバシーを守る場を設定し、対面して相談することもできます。相談員、
調査および問題の解決に関与する全ての者には守秘義務を課しています。相談した内容が、相談者
の了承を得ずに上述した者以外に漏れることは一切ありませんので、安心していちばん相談しやす
い相談員に相談してください。

ハラスメントは、当事者以外には実情がわかりにくい場合もあります。ハラスメントを受けた、
または受けたと感じた際には、誰から如何なるハラスメントを受けたかといったことを、詳しく
正確に記録しておくことを心掛けてください。客観的に事態を判断する一助になり、問題の解決
に役立つことがあります。

ハラスメントに関する相談を受けた本学関係者は、直ちに相談員に相談するように勧めてください。

(3) 緊急の場合

緊急の場合とは、身体に危険が及ぶ可能性がある状況を意味します。こうした場合には、身近に
みぢか

ひとたすもとはあい
いる人やオフィスなどに助けを求め、場合によってはただちに警察に連絡してください。

(4) 問題解決に向けて

ひとよきかんおよこべつそだんかいけつふかのうばあいだいがくせにん
ハラスマントが長期間に及び、個別の相談などでは解決が不可能な場合は、大学としての責任ある

かいりつもとさいそだんないいもうたひしょうめい
解決を求めるすることができます。その際には、相談員に申し立ての意思を表明してください。防止

いいんかいひつこうちうさいいんかいちょうさようせい
委員会は、必要があればすみやかに調査委員会に調査を要請します。

ちうさいいんかいただかんけいかくじゅめんおこな
調査委員会は、直ちに関係各方面にヒアリングを行うなどの調査を行います。

ほうしいいんかいちうさいいんかいほうこくうとうがいこうい
防止委員会は、調査委員会の報告を受け、当該ハラスマント行為が意図的または悪質なケースであると

はんだんいたばいひつようおうかんけいしょかんきょうぎもんたいいわ
の判断に至った場合は、必要に応じて関係諸機関とも協議しつつ、問題解決に向けて対応します。

申し立ての手続きについて

相談者は、大学に対し問題解決のための申立てをすることができます。これを申立ての手続きといい

ます。

もうしたてつづいかくぶんだんかいきょういくけんきゅうかつどうおこなだいがく
申立ての手続きは、以下のような区分・段階がありますが、教育・研究活動を行う大学にふさわしい
かいりつめざ解を自指します。

手続き	手続きの概要	手続き主体	主な救済措置活例
「調整」	当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図る手続き	防止委員会	良好な就学または就労環境の回復 問題の解決
「調査」	事実関係の公正な調査に基づき、厳正な措置を求める手続き		不利益回復、被害者救済 懲戒処分の検討開始の勧告等々

もうしたむねそだんいんもうしでおこな
申立ては、その旨、相談員に申出することで行うことができます。申立ては、相談員がその内容を正確に
はあくほうしいいんかいあくせいていいけいしょめんていしゅつ
把握するために防査委員会が作成した定型の書面の提出によるものとします。申立てがあった場合には

じむきょくほうしいうらちょうほこくほうしいうらちょうほうしいうらちょう
ただちに、事務局を通じて防査委員長に報告されます。防査委員長は防査委員会を開催し、申立てに応

もうしたてんいそくそそくちょうちようどくこううほうしいうらちょうひつよう
じ、申立て人の意向を尊重しつつ、調整に取り組みます。防査委員会が必要であると判断した場合には、

ちよきいんかいかんけいかくほめんおこちよさひょううひつよう
すみやかに防査委員会が、関係各方面にわたるヒアリングなどを行ない、調査にあたります。必要に応

へんごしがくがくせんもんかせんもんかいいじょく
じて並び土などの専門家を専門家に委嘱することがあります。

もうしたてんいそくぼくらんしょぞくぼくらんほくここのぞ
申立て人が専属部門や所属長に報告を望まない場合や、氏名などの公表を望まない場合は、氏名などを伏

かんけいぶもんしょぞくぼくらんじつけいかよもんたいいわ
せて関係部門の所属長に事実経過及び問題解決の結果のみを報告します。

防査委員会による措置

ほうしいいんかいさんきゅうたいおうひつようはんだんばあい
防査委員会が、緊急に対応が必要と判断した場合は、関係機関に「措置」を求めることがあります。

たときょういくてきそちらんほんこうひもうしてんじていじ
例えば、教育的措置としてのゼミ・クラス変更や被申立て人のメールアカウントの停止などが考えられま

ちよきじっけつけっかちよきいんかいどうがこいいろいとてき
す。なお、調査を実施した結果、防査委員会が、当該行為が意図的または悪質なケースであるとの判断

に至った場合、その調査結果の報告を受けて防止委員会が解決の方向を提起し、必要に応じて
かんけいしきょくかん きょうぎ げんせい しょぶん もと など おこな
関係機関とも協議しつつ、厳正な処分を求める等のことを行います。

きょくしょくいん しょくはなど
教職員が職場等において、セクシュアル・ハラスメントやその他のハラスメント行為を行った場合は、
しゅうぎょくきそく もと ちよかいしょぶん たいしょ
就業規則に基づく懲戒処分の対象となります。同様に、学生においても立命館アジア太平洋大学
がくせいしょくはついて もと がくせいしょぶん たいしょ
学生賞罰規程に基づく学生処分の対象となります。防止委員会は処分の「勧告」を行うことになります。

ちよせい ちよさかてい もんだけいりつ はか
調整・調査過程で問題解決が図られた場合であっても、明らかにハラスメントがあったと認定されるケー
どうよう からこく おこな
スにおいては同様に勧告を行います。「懲戒」についての最終的判断は、防止委員会が行うものではなく、
べつときだ ちよかいでつき がくせい はあい しょくはついて
別途定められた「懲戒手続（学生の場合は賞罰規程）」にもとづきます。なお、懲戒処分等の決定は、
こうせい おこな ひつよう
公正に行う必要があります。そのため、処分の決定に際しては、相手方に對して弁明の機会を与え、
こうへいせい じゅうぶん たんほ
公平性を十分に担保することとします。

相談および申し立てと不利益扱いの禁止

かん そだん もう た ふりえ きあつか きんし
ハラスメントに関して、相談ないしは申し立てを行った者に対して、相手方は嫌がらせや報復等
ふりえき あつか かり
不利益扱いをしてはなりません。仮にそのようなことがなされた場合には本学として懲戒処分等を含
め厳正に対処します。

プライバシーの保護と懲戒処分の公表

そだんいん ぼうしこいんかい ちよきいんかい かん そだん もう た かくてつづ かんよ
相談員、防止委員会、調査委員会などハラスメントに関する相談または申し立ての各手続きに關与し
もの そだんしゃ ほご げんかく しゅひぎむ か ちよかいしょぶんとう
たる者には、相談者のプライバシーを保護するため厳格な守秘義務を課します。懲戒処分等については、
ひがいしや いし きいだいげんそんちょう しょぶんないよう こうひょう げんそく
被害者の意思を最大限尊重しつつ、処分内容を公表することを原則とします。

啓発活動について

りつめいかん たいへいようだいがく ぼうしこいんかい ちゅうしん かくしき ぼうし かん じょうほう しゃうしゅう
立命館アジア太平洋大学は、防止委員会を中心に、各種ハラスメントの防止に関する情報の収集と
ていきょう そだんいん しどう えんじょりきょう ほんがく ぜんこうせいん む きょういく けいはつかつどう
提供、相談員の指導・援助力量のレベルアップ、本学の全構成員に向けた教育や啓発活動などに取り
く組みます。

りつめいかん たいへいようだいがく う かんきょう つく あ どりょく こんご つづ
立命館アジア太平洋大学は、あらゆるハラスメントを生まない環境を作り上げる努力を今後とも続け
ていきます。

相談員について

そだんいんいちらん れんらくさき きさい
スチューデント・オフィスのホームページにて、相談員一覧に連絡先が記載されています。

にんげんかんけい れんあい 人間関係・恋愛トラブル

ぶんかてまはいい ことじん かんが かた こと にんげんかんけい れんあい かんが かた こと じぶん りょうこう
文化的背景や個人の考え方方が異なるれば、人間関係・恋愛についての考え方方も異なります。自分では良好な関係であると思っていても、相手が同じように感じているとは限りません。

ひとす 人を好きになることは、他者と深くかかわることであり、素晴らしい経験です。同時に、難しい人間関係を抱えてしまうことも経験するでしょう。

ひとり こと れんあいかん も たしゃ こちよ きより
一人ひとりが異なる恋愛観を持っています。あなたにとって他者との心地の良い「距離」はどのようなものでしょうか。恋愛において、「相手のことをもっと知りたい」「もっと一緒にいたい」という感情がわきあがることは自然なことです。しかし、自分の要求を押し付けたり、友人関係を狭めたり、いやなことをがまんしたりすることは、よい関係とは言えません。

ないなことに対しては、勇気を出して、はっきりと「NO」と言ってください。相手が「YES」と明確な同意の言葉、態度を示さない時には、合意がないと考えてください。特に、性行為は、その後、さまざまなトラブルに発展し、トラウマとなることもあります。

ひとり じぶん たいせつ たがい いりん かんが かた ちが そんちょう まと あ
一人ひとりが、自分を大切にし、そしてお互いの意見や考え方の違いを尊重し、認め合っていくことがじゅうよう
重要です。

じぶん そんちょう あいて そんちょう 自分を尊重し、相手を尊重する

れんあい たいしきう あいて どもだち だいじょうぶ へや ふたり さ
●恋愛の対象ではない相手であっても「友達だから大丈夫」と部屋などに2人だけでいることは避けましょう。合意のない性行為へ発展することがあります。

いんしょ あと めいかく こうい せいこうい はってん
●飲酒をした後に明確な合意がなく性行為があり、刑事上の事件となることがあります。

こうい ストーカー行為について

つきまといや待ち伏せ、監視していると告げる行為、面会や交際の要求、無言電話、拒否後の連続した電子メール・SNS等の送信などの行為は、相手に対して不安を覚えさせるものであり、このような行為を同じ人に対して繰り返して行うことを「ストーカー行為」といい、処罰の対象となります。

リベンジポルノについて

こうさいかんけい あいて こうさいかんけい あいて たにん せいてき がどう じょう こうかい
交際関係にある相手、交際関係にあった相手など他人の性的な画像を、インターネット上に公開すると
こうい じっさい こうい あいてかた いし つた じてん きょうはく こうい
いう行為は、たとえ実際に公開しないとしても、相手方にその意思を伝えた時点で「脅迫」という行為
たにん せいてき がどう も だ はんざいこうい
になります。他人の性的な画像を持ち出すことは、犯罪行為です。

デートDV

みこん かんお しんたいできぼうりょく いが
デートDVとは、未婚のカップル間で起こるDVのことです。身体的暴力だけではなく以下のようないか
行為全て、デートDVに該当します。

こういすべ がいとう ほうりょく ゆる
交際中であっても、暴力は許されるものではありません。

もし、周囲で悩んでいると思われる人がいる時は、話を聴き、相談機関を紹介してあげましょう。

- **身体的暴力：**殴る、蹴る、押す、叩く、物を投げつける、縛る、髪の毛を引っ張る、等
- **性的暴力：**性行為の強制・強要、明確な同意のない性交渉、避妊をしない、等
- **精神的暴力：**大声で怒鳴る、人前で馬鹿にする、所有物を壊す・捨てる、「殺す」「別れたら死ぬ」などの脅迫、等

- **社会的暴力：**相手の家族・友人関係の監視・制限、メールや電話の監視や返信の強要、等
- **金銭的暴力：**相手の金を勝手に使う、借りて金を返さない、等

このような行為を許容してはなりません。身近な人や相談機関に相談しましょう。

おおいたけん じょせいそうだんしえん
大分県こども・女性相談支援センター
〒870-0889 大分県大分市荏隈5丁目

代表 Tel : 097-543-5681 Fax : 097-546-1399

メール : a12403@pref.oita.lg.jp

せいぼうりょくきゅうえん
おおいた性暴力救援センター・すみれ
<https://oita-sumire.jp/>

じょうほう 情報・メディアリテラシー

じょうほううつうしんぎゅう しんば ともな わたし せいかつ べるり がくせいせいいかつ
情報通信技術の進歩に伴い、私たちの生活は便利になりました。学生生活において、さまざまなアプ
 がくない かんきょう かつよう か じょうほう
リやサイト、学内のネットワーク環境の活用は欠かせないものとなっています。情報ネットワークは、
 せつよくくき かつよう がくじゅう せいかつ しつ たか いっぽう つか かた あやま がくじゅう せいかつ しきょう
積極的に活用すれば学習・生活の質が高まります。一方で、使い方を誤ると学習・生活に支障をきたし
 じょうほう ただ りかい かつよう たいせつ にほん ない こじん
ます。情報ネットワークは、正しく理解し、活用することが大切です。日本およびAPU内での個人
 じょうほう かんり は こ ほりつ まそく いはん ばあい ちようかい たいじょう
情報の管理や保護については、さまざまな法律や規則があります。これに違反した場合は、懲戒の対象
 ほりつ さば かのうせい りかい
となったり、法律によって裁かれる可能性があることを理解しておきましょう。

APU Net IDの不正利用の禁止

たにん 他人のAPU Net IDおよびパスワードを使って、他人のキャンパスマーミナルやmanaba、Campusmateなど
 つか たにん こうい じゅうたい はんざいこうい こうい ぜったい ほうごく
 いほう じゅうたい はんざいこうい こうい ぜったい まわ
 にアクセスすることは違法で重大な犯罪行為です。このような行為は絶対にしないでください。また周りでこ
 のような行為を見かけたり、ひがい あ はあい ほりつ まわ
 こうい み ひがい あ はあい ほりつ まわ
 またこのような被害に合わないために、パスワードを他人に教えたり、安く予想できるパスワード（誕生日
 ひがい あ たにん おし あんい よそう たんじょうび
 や学籍番号など）を設定することはしないでください。パスワードは定期的に変更してください。
 がくせきばんごう はってい ていまとでき へんこう
 あたの大事な個人情報を守るのは、あなた自身です。

SNS利用について

Facebook、Twitter、LINEやInstagramなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
 たいへんべんり じょう せかいじゅう し ひと つな
 は大変便利なものですぐ、インターネット上で世界中の知らない人たちと繋がることができるというこ
 ぶん おね さけんせい ふく
 とは、その分、多くの危険性も含んでいます。

SNS利用にあたって知ってもらいたい5つのこと

- (1) SNS上の情報は、必ずしも正しいものばかりではない。
- (2) SNS上においても、社会的ルールを守らなければならない。
- (3) SNS上の情報は、世界中に広まるものである。
- (4) SNS上では、匿名であったとしても、責任が伴う発言として取り扱われることがある。
- (5) SNSでの不適切な発言は、家族や友人にまで被害がおよぶことがある。

SNS利用における4つのポイント

1. SNS・インターネット上の情報を鵜呑みにしない

誤った情報を拡散するとあなた自身が加害者となる可能性もあります。

2. 他人の写真は無断で載せない

SNS上に写真を掲載しただけでも、その個人を特定することは簡単にできてしまいます。自分が他の人の写真や情報を無断で掲載すると、それはその人のプライバシー侵害となり、あなた自身が加害者となります。あなたは良いと思っていても、相手は良いと思っているとは限りません。写真のみでなく、他人の行動を公開する前にも、確認を本人に必ずする必要があります。

3. 個人情報を掲載しない

一度あなたがインターネット上に掲載した情報は世界中に広まります。あなたが情報を削除しても、それを完全に削除することはほぼ不可能です。その掲載内容・発言は、一生残ってもいい内容ですか？ 十分に考えてから投稿しましょう。

4. 詐説・中傷をしない

怒りに任せて、誰かの詐説・中傷をSNSに書くことは非常に簡単です。SNS上の詐説中傷は人権侵害となる可能性があり、名誉棄損罪や侮辱罪といった不法行為に該当します。また、匿名であったとしても、個人は特定されてしまいます。現実社会と同じく、悪口や常識を逸した発言は絶対にしないでください。

インターネットの被害

インターネットに掲載された「消費者金融で金を借りてくれれば謝礼を出す。返済はこちらがするから大丈夫。」などの誘いに乗り多額の借金を抱えさせられる事件が発生し、多くの若者が被害にあいました。他の悪質商法とは違い直接勧説者の顔が見えないことから警戒心が薄れ、軽い気持ちで契約してしまうことが特徴的です。また勧説した場合の紹介料を自當てにインターネットを利用したり、直接家族や友人を勧説するケースも多く発生しています。借金が増えるばかりか、家族や友人からの信頼も失うことになります。

これは消費者金融に限らず化粧品や高額な貴金属類でも同様の被害が発生しています。今まででは被害者であった者が他の者を勧説することによりその時点で加害者となりうる大変危険なことです。

ワンクリック詐欺

もう こ がめん もう こ こうい な とうろくかんりょう ひょうじ りょうきん しょう きんせん ようきゅうがめん ひょうじ
 申し込み画面も申し込み行為も無いままで「登録完了」と表示し、料金と称して金銭の要求画面を表示する「ワンクリック詐欺」の被害にあうケースが増えています。しかし、あなたのIPアドレスや契約しているプロバイダが表示されても、個人情報（あなたの氏名・電話番号・住所など）が特定されることはありません。対処法としては、相手の電話番号やメールアドレスなどの連絡先を着信拒否にするなどして、積極的な無視・放置が適切です。それでも不安な場合や、相手から何らかの電子的ない方法で連絡などがあった場合は消費生活センターに相談してください。

ちゅうい がくせいせいかつじょう 注意すべき学生生活上のトラブル

がくせいせいかつ おく なか だれ まこと かのうせい
学生生活を送る中で、誰もがトラブルに巻き込まれる可能性があります。また、あなた自身が加害者に
かのうせい
なる可能性もあります。

トラブルに巻き込まれてしまった場合

まこと ばあい
トラブルに巻き込まれてしまい自分で解決できないと感じた場合は、速やかに以下の窓口に相談してください。
ださい。最初の対応を間違ってしまった場合、被害を大きくしてしまうこともあります。

たいおう まえ そうだんまどぐち りょう
やみくもに対応してしまった前に、ぜひ相談窓口を利用してください。

ほんがく そうだんまどぐち
本学の相談窓口

スチューデント・オフィス（A棟1階）TEL 0977-78-1104

かくきかん そだんまどぐち きほんてき にほんご たいおう
各機関の相談窓口（基本的にすべて日本語のみ対応）

しょうひこうどう 消費行動（ネットショッピングなど）に関わるトラブル

こくみんせいかつ
國民生活センター
もしくは、最寄の自治体消費生活センター

しょうひしゃ
消費者ホットライン（188）
※最寄の相談窓口の紹介

はんざい かか 犯罪などに関わるトラブル

もより けいさつしょ
最寄の警察署
おおいたんけいさつほんぶ
大分県警察本部サイバー犯罪対策室

TEL 097-536-2131

あくとくしうぼう 悪徳商法

がくせい ねら あくしきょうほう ほうもんはんぱい あま ことば らく もう はなし うら はなし の
学生を狙った悪質商法や訪問販売。甘い言葉や、楽して儲かる話には裏があります。うっかり話に乗ってしまうと、あとで法外なお金を請求されてしまうことが多いです。学生の本分は勉強です。はっきりと「いりません」と断りましょう。

れい 例としては、以下のようなものがあります。

- (1) 高額セミナー：「あなたの隠れた能力を引き出してみませんか。」
- (2) 訪問販売：「消防署から来ました。下宿には消火器の設置が義務づけられています。」
- (3) キャッチセールス：街頭で「すみません。キャンペーンのアンケートに答えてください。」
- (4) アポイント・セールス：「あなたは海外旅行のプレゼントに当選しました。すぐに○○まで来てください。」
- (5) ネガティブ・オプション：「頼みもしない百科事典が送られてきた。」
- (6) 資格取得商法：「今なら○○は国家試験なしで資格がとれます。就職にも有利ですよ。」

(7) マルチ商法：「すごく儲かる商売の話があるから、一緒に説明会に行かないか。」

(8) 無限連鎖講（ネズミ講）：電子メールで「らくらく金儲け」「お金が儲かるのはこれしかない」といつたメールが届く。

【悪徳商法にだまされないために以下の点に注意してください】

● 知らない人が親しげに声をかけてきた時は要注意。

● 「話だけでも聞いてみよう」などと曖昧な態度をとらずきっぱりと断る。

● 商品勧誘に限らず相手が不明な電話については十分注意し、話の内容が怪しい場合は取り合わない。

● 相手を玄関の中に入れない。

● 電話番号・住所や預貯金などプライバシーを明かさない。

● 事務所や会場に誘われても誘いに乗らず断る場合はその場ではっきりと断る。

もし、既に契約してしまった場合でも「クーリングオフ」という制度があります。契約してしまったからといってあきらめずに速やかに手続きを行ってください。

クーリングオフ制度とは

訪問販売の場合（電話勧誘販売を含む）、業者から適正な契約書面を渡された日から8日以内であれば、

販売業者に書面での通知することによって、契約の解除を行うことができる制度です。解約のための書面は、できるだけ内容証明郵便を利用し、それができない場合は書面のコピーをとっておきましょう。

なお、以下の場合はクーリングオフの制度は適用されません。

(1) 消耗品などで全部または一部を消費してしまった場合

(2) 現金取引でその総額が3,000円未満の場合

(3) 通信販売で購入した商品

公共の相談窓口（基本的にすべて日本語のみ対応）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ

「アイネス」 TEL 097-534-0999

クレジット・消費者金融

クレジットカードは、支払いのことを考えて計画的に使いましょう。また、消費者金融・学生ローンでは絶対にお金を借りないようにしてください。

エセ(似非)宗教

若者を洗脳して献金・募金活動をさせたり、反社会的な活動を行っている、宗教団体とはいえない
団体があります。

学内・学外を問わず、おかしな勧誘やアンケートを受けたときはスチューデント・オフィスに連絡して
ください。

「摂理」の勧誘について

「摂理」については、数年前にマスクでも大きく取り上げられ社会問題となりました。同集団は、
関東、関西を中心に国・公・私立大で大学生への勧誘活動を発展行っています。

APUにも、キャンパス内での同集団による勧誘活動の情報が何度も報告されています。この集団の
手口として、初めは、英語学習、バレーやバスケット、ゴスペルやコーラス、演劇などのサークルやイ
ベント、パーティーなどに勧説し、その人の趣味や興味、関心に合った活動を共にし、仲良くなり
友人関係が進むに連れ、聖書や神の話に進んでいきます。その時点まで宗教団体であるということは
隠しています。奄美地区では共同生活も行われています。APUでは上記の通り、学内における布教や
勧説活動を固く禁じています。同集団の勧説活動は、本学学生の学生生活の自由や学習権を侵害する恐
れがある重大な問題です。みなさん、同集団の勧説活動に十分注意を払い、誘いに乗らないようにして
ください。

※「摂理」の勧説活動の特徴は、

- (1) キャンパス内の図書館、噴水前、カフェなどで勧説員2,3名が大学OB・OGや在学生と名乗
り話しかけてきて携帯番号、メールアドレスを聞く。
- (2) 初めは食事や遊び、英語学習、パーティー、スポーツなどに誘い、学生のサークルやまじめな
社会人を含めた楽しい会という装いを取っている。

すでに既に、こうした勧説活動を受けて、被害を受けている、あるいは、脱会しようとして拒まれたり、脅さ
れたり、トラブルに巻き込まれている、といった学生のみなさんは、スチューデント・オフィスに相談
してください。また、キャンパスでのこうした勧説活動を見かけた、誘われたという場合も、情報を速
やかにスチューデント・オフィスにお知らせください。

ちかん てんわなど
痴漢・いたずら電話等のいやがらせ

げしゅくさき でんわ ちかんこうい ゆうひんぶつ ぬ と こうい お
 下宿先へのいたずら電話、痴漢行為や郵便物の抜き取りなど、いやがらせ行為が起こることがあります。

じぶん だいじょうぶ かしん ほうはん つと
 「自分は大丈夫」と過信せず、防犯に努めてください。

こうい きばん たいおう まよ そうだん
 また、いやがらせ行為があれば毅然と対応し、迷わずに入江デント・オフィスへ相談してください。
 ぱあい けいさつ とど で ひつよう
 場合によっては警察へ届け出ることも必要です。

じょうき いがい ま こ ばあい しんぱい てん そうだん
 ※上記のようなこと以外でも、トラブルに巻き込まれた場合や心配な点があれば相談してください。

こうつうかんれん つうがく 交通関連のマナーと通学ルール

こうつう にほん ほううい きだ うんてんめんまよ しゅとく こくないがくせい こくさいがくせい
交通ルールは日本の法令により定められています。運転免許を取得したばかりの国内学生や国際学生に
 とっては、初めて知るルールもあるかもしれません。しかし、法令に違反したときは、罰則や
 はじ し ほうわい いはん さまでま ばっそく
 処分があります。また、学内にも通学ルールがあり、違反したときは、賞罰規程に基づき処分されます。
 こうぶん いはん ばあい しょばつ いはん しょばづきていて もと しょぶん
交通ルールを違反した場合は、処罰されるだけではなく、人身に危害を与えたり、自らも事故の後遺症
 のこ じんせい おお くる おそ ただ こうつう りかい かいてき
 が残るなど、あなたの人生を大きく狂わせる恐れもあります。正しい交通ルールを理解し、快適な
 がくせいいかつ おく じてんしゃ りょう
 学生生活を送るようにしてください。

じてんしゃ りょう 自転車の利用

じてんしゃ か ほうはんとうろく とうろくへんこう 自転車を買ったなら防犯登録、もらったら登録変更しましょう

じてんしゃ か とき じてんしゃでん ほうはんとうろく ゆうじん ちゅうこ じてんしゃ ゆず う
自転車を買った時は、その自転車店で防犯登録をしてください。友人などから中古の自転車を譲り受け
 とき ほうはんとうろく かくにん ひつよう とうろくくず とうろく ひと
る時には、防犯登録がしてあるかどうかを確認する必要があります。登録済みなら、登録した人の
 じゅうしょ しめい せいねんがっぴ とうろくばんごう かくにん けいさきしょ ほうはんとうろく へんこう
住所・氏名・生年月日・登録番号を確認し、警察署で防犯登録の変更をしてください。

おおいたけん じてんしゃ あんぜん てきせい りょう そくしん かん じょうわい 大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

ねん がつ おおいたけん じてんしゃ あんぜん てきせい りょう そくしん かん じょうわい
2021年6月から大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、自転車利用者の自
 てんしやそんがいばいしきょうせきにん ほ けんどう かにゅう ぎむ か きんねん じてんしゃ じ こ ぞう か
転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されます。近年、APUでは自転車事故が増加しています。

あんせん てきせい じてんしゃ りょう ねが
安全で適正な自転車の利用をお願いします。

おおいたけん 大分県ウェブサイト <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13000/zitensyazourei.html>

ほううちじてんしゃ ひろ 放置自転車を拾ってはいけません

す ば みちばた じゅうぶん つか じてんしゃ す み おも
ゴミ捨て場や道端に、まだ十分に使われる自転車が捨てられているのを見ることがあると思います。これらの
 じてんしゃ ほうちじてんしゃ よ だれ じきさい つか じてんしゃ じてんしゃ とうくせい
自転車は「放置自転車」と呼ばれ、誰も実際には使っていないことがあります。しかし、それらの自転車を
 ひろ つか にほん じてんしゃ どうなんぼうし とうくせい じてんしゃ
拾って使ってはいけません。日本では、自転車は盗難防止のために登録制になっており、そのような自転車
 だれ しょゆうこうつ じてんしゃ のうなん あ けつか くわせん ほうち かのうせい
も誰かの所有物です。また、その自転車は盗難に合った結果、偶然そこに放置されている可能性があります。
 もし、そのような自転車に乗っていると、あなたが「自転車泥棒」になります。

こうつう 交通ルール

いんしゅううてん 飲酒運転

どうこううつうほうだい じょう なにびと しゅき お しゃりょうなど うんてん かなら まも
道路交通法第65条に「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」とあり、必ず守らなければならないルールのひとつです。「車両等」には「自転車」も含まれます。従って自転車の飲酒運転も違法行為になります。そのほか、酒気を帯びている人に車両等を貸すことや、運転する予定の人に酒を飲ませたり、その車に同乗することも違反です。飲酒運転は絶対にしないでください。

【罰則】

さけよ うんてん ねんいか ちようえきまた まんえんいか ばっくん
●車酔い運転：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

しゅきお うんてん ねんいか ちようえきまた まんえんいか ばっくん
●酒気帯び運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

しゃりょう ていきょう ひと おな しょばつ
※車両を提供した人も同じ処罰です。

●酒類の提供・同乗者

さけよ うんてん ねんいか ちようえきまた まんえんいか ばっくん
酒酔い運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

しゅきお うんてん ねんいか ちようえきまた まんえんいか ばっくん
酒気帯び運転：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



むめんきょううんてん 無免許運転

どうこううつうほうだい じょう めんきょ も ひと じどうしゃ げんつき ふく うんてん
道路交通法第64条により、免許を持っていない人が自動車、バイク（原付バイク含む）を運転してはいけません。また、国際運転免許証の場合、「原則として

ほんじょうりくご ねん さいたい ゆうこうきかん さげん かくにん
日本上陸後1年」が最大の有効期間です。期限をしっかり確認

うんてんのぞ さげん さ こくさいうんてんめんきょしよう
して運転に臨んでください。期限が切れた国際運転免許証は

むめんきょ おな こくさいうんてんめんきょしよう
無免許と同じです。（国際運転免許証）については、「運転免

きょとう きょ
許証について」（75~79ページ）を読んでください。)

【罰則】

ねんいか ちようえきまた まんえんいか ばっくん
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

むめんきょううんてん もの たい じどうしゃなど ていきょう ていきょう う もの むめんきょううんてん
なお、無免許運転をするおそれがある者に対する自動車等を提供し、提供を受けた者が無免許運転を
した場合や無免許運転であることを知りながら、自動車等を運転して自己を運送するよう要求・依頼し、
むめんきょううんてん じどうしゃなど どうじょう はあい むめんきょううんてんはうじょ
無免許運転をする自動車等に同乗した場合でも無免許運転帮助として罰せられます。

【罰則】

じどうしゃなど ていきょう ねんいか ちようえきまた まんえんいか ばっくん
●自動車等の提供：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

じどうしゃなど どうじょう ねんいか ちようえきまた まんえんいか ばっくん
●自動車等への同乗：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



スピード違反

どうろこううつうほううだい じょう さいこうそくど してい どうろ さいこうそくど た どうろ
道路交通法第22条により、最高速度が指定されている道路においては最高速度を、その他の道路にお
いては法令で定める最高速度を超える速度（以下の参考をご覧ください。）で走行してはいけません。

きんこう ほうていきいこうそくど ぱっせい
参考：法定最高速度（抜粋）

	いっぽんどう 一般道	こうそくどうろ 高速道路
げんつき 原付バイク	30km/h	—
じとうにりん 自動二輪	60km/h	100km/h
けいじどうしゃ 軽自動車	60km/h	100km/h
ふつうじどうしゃ 普通自動車	60km/h	100km/h



にほん ばあい げんつき
なお、日本の場合、「原付バイク」（原動機付自転車）は、うんてんめんきょ ひつよう
運転免許が必要です。（一部の国では、「原付
バイク」に運転免許が不要ですが、日本では運転免許が必要なので誤解のないようにしてください。）
また、法定最高速度は原付バイクの場合、30km/hです。

ノーヘル・原付バイクの二人乗り

どうろこううつうほううだい じょう
道路交通法第71条の4により、バイクに乗る方は乗車用ヘルメットを被
かぶらなければなりません。同乗者も同様です。また、道路交通法第55条に
より、原付バイク二人乗りは禁止されています。
これらのほかにも、「信号無視」「右側通行」などが、しばしば見受けら
れる交通違反です。



交通事故に遭わないために

つうがく かぎ せいかつ ばめん こうつうじこ あ
通学に限らず、生活のあらゆる場面において、交通事故に遭わないためには細心の注意を払うことが必要です。
かがいしゃ がくまうづづ え ほけん かにゅう じゅうぶん すな ひつよう
加害者になり、学業が続けられなくなることもありますので、保険に加入するなど十分な備えも必要です。

万一、交通事故に遭ったら

かがい ひがい じたん はなし まえ
①加害・被害にかかわらず、じ談の話をする前に、
その場から直ちに警察に電話するなどして届けて
ください。警察への届けがないと、損害保険など
が受けられなかったり、相手から法外な治療費や
修理代などを請求されることがあります。

こうつうじこ そうだん じぶん かにゅう
②交通事故の相談は、まず、自分が加入している
ほけんがいしゃ こうとき そうだんなどぐち そうだん
保険会社か、公的な相談窓口に相談することを
おすすめします。

おおいたけんこううつうじこそうだんじょ

大分県交通事故相談所

097-506-2166

おおいたけんこううつうじんぜんきょく

大分県交通安全協会

097-532-0815

じうしゃあんぜんうてん

自動車安全運転センター

097-524-6420



バイクの運転について

日本でバイク（原付バイク含む）を運転する際には、①「運転免許証」と②「自賠責保険」加入が必要です。特に国際免許証でのバイクの運転について、日本では無効である国際免許証で運転していて、無免許運転として警察に検挙されるケースが多発しています。以下の説明をよく読み、無免許運転は、絶対に行わないように注意してください。学生処分の対象となります。

原付バイクも免許が必要

友人・知人からバイクを譲りうけるときの注意

そのバイクがすでに「廃車」または「名義変更」手続きが完了済みかどうかを確認しましょう。手続きが未完了のバイクは譲り受けないようにしましょう。また、同時に保険の状態についても確認しましょう。「安いから」とか「タダだから」と単純に飛びつくのは止めましょう。自分のバイクを他人に譲渡などする場合も同様で、上記の手続きを完了してからにしましょう。

運転免許証について

運転するときには日本で有効な免許証を携帯しましょう。有効な免許を持たずに運転した場合は、懲役3年以下または最大50万円の罰金を支払わなければなりません。国際学生が日本でバイクを運転するには、以下のいずれかの方法で免許証を取得していることが必要です。

【方法その1】

日本の運転免許証を取得する。

日本の運転免許証の取得については、下記の場所にお問い合わせください。

大分県運転免許センター TEL: 097-528-3000

<https://www.pref.oita.jp/site/keisatu/menkyo-index.html>

行き方：JR大分駅前7番乗り場（詳しくは大分バス097-532-7000で）

【方法その2】

じこく うてんめんきょしょく にほん うんてん
自国の運転免許証を日本で運転できるように切り替える。

よくしょく しんさ
・予約なしでは審査はできません。

きぼうしゃしたすう ばあい かげつかん まほあい
・希望者多数の場合、1~2ヶ月間ほど、待つ場合がありますので、
がいくめいよ ゆうこうまかん じゅうぶん てつづ
国外の有効期間が十分あるうちに手続きをしてください。

(1) 申請条件

ゆうこう がいこくうんめんきょしょく しょじ
①有効な外国運転免許証を所持していること。

がいこくう うんめんきょ しょくご とうがいこく つうさん かげついじょうたいひ
②外国の運転免許を取得後、当該国に通算して3ヶ月以上滞在していたことを証明できること。

しょうかいじょつ
※証明物はパスポートや在学証明書等です。(コピー書類は不可)

(2) 必要書類等

がいこくうんめんきょしょく しゅうこう
①外国運転免許証(有効なもの)

がいこくうんめんきょ にほんご ほんやく みんしょ とうがいこくたいしかん りょうじかん にほんじどうしゃれんめい さくせい
②外国運転免許証を日本語に翻訳した文書(当該国大使館、領事館または日本自動車連盟が作成したものに限る)

ほんせき がいこくじん こくせきなど きさき じゅうみんひょう ふか
③本籍(外国人にあっては国籍等)記載の住民票(コピー不可)

たいせいじょうめい がいこくめんきょしょく とうがいこく つうさん かげついじょうたいひ
④滞在証明書(外国免許取得後、当該国で通算3ヶ月以上滞在していたことを証明するもの。)

にほん うんめんきょ げんざいねい かこ うか
⑤日本の運転免許証(現在及び過去に受けたことのある方)

じゅけん用ようしょくめいしやん まい かげいいない さつまい おお たて よこ めんしゅ まい
⑥受験用証明写真2枚(6ヶ月以内に撮影したもの、大きさ:縦3cm、横2.4cm、1免種につき2枚)

めがね
⑦眼鏡、コンタクトレンズ(カラーコンタクトは不可)

てきせいしんさ しりょくけんさなど ひつよう かた かなら じさん
※適性検査(視力検査等)がありますので、必要な方は必ず持参してください。

(3) 審査日時

まいしゅううげつ きんようび しゅくじつよし なんきつねんし きゅうじつ のぞ
①毎週月~金曜日(祝日及び年末年始の休日を除く。)

じかん よやくせい じぜん しけんかかり とあ
※時間については予約制のため、事前に試験係に問い合わせてください。

がつかしんさ まのうしんさ さいじゆけん かた うけつけじかん こご じ こご じ
②学科審査または技能審査の再受験の方の受付時間は午後1時~午後2時です。

(4) 審査内容

しょるいしんさ
①書類審査

めんきょしゅくじょきょう ちゅうきゅう
②免許取得状況の聴取

てきせいしりん しりょくりんさなど
③適正試験(視力検査等)

がつかしんさ にほんご えいご ちゅうごくご ご
④学科審査(日本語・英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ペルシャ語・タイ語・ロシア語・ベトナム語・タガログ語)

ぎのうしんさ めんきょ じょううい
⑤技能審査(免許センター場内コース)

てすうりう へんこう かのうせい
⑥手数料(変更している可能性がありますので、各自で申し込み時に確認してください)

しけんすうりう
①試験手数料

げんつきめんきょ
原付免許

1,500円

氏名	○○ ○○	平成〇〇年〇〇月〇〇日生
年齢		
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
支店	平成〇〇年〇〇月〇〇日 由 0 1 2 3 4	
郵便番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効	運転免許証
登録等		
前回	調 000123456789 号	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
中回	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
二回	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日



〇〇県
公安委員会

ふつうめんきょ 普通免許	2,550円
にりん だいとくめんきょ 二輪・大特免許	2,600円
おおがた ちゅうがた じゅんちゅうがためんきょ 大型・中型・準中型免許	4,100円
しけんしゃしょりょう ②試験車使用料	1,450円
めんきょとうふてすうりょう ③免許交付手数料	2,050円

(6) 特例国及び地域

特例29か国・地域の方は学科・技能審査が免除されます。

アイスランド・アイルランド・アメリカ合衆国（バージニア州、ハワイ州、メリーランド州及び
ワシントン州に限る）・イギリス・イタリア・オーストリア・オーストラリア・オランダ・カナダ・
韓国・ギリシャ・スイス・スウェーデン・スペイン・スロベニア・チェコ・デンマーク・ドイツ・
ニュージーランド・ノルウェー・ハンガリー・フィンランド・フランス・ベルギー・ポーランド・
ポルトガル・モナコ・ルクセンブルク・台湾
(2020.2.6現在)

(7) その他

①初回審査は事前に予約が必要です。

②申請は第一種免許に限ります。

③書類は全て原本をお持ちください。コピーでは審査できません。

④技能審査がある方は、運転に適した服装でお越しください。

⑤日本語が話せない場合は通訳人を同伴してください。

⑥日本自動車連盟（JAF）

がいこくうでんめんきょしょう にほんめんきょ まか にほんごほんやくぶん
外国運転免許証を日本の免許に切り替えるための「日本語翻訳文」については、以下のホームページ
さんしょう
ジを参照してください。

お問い合わせ先 JAF福岡支部092-841-7731 福岡県早良区室見5-12-27

「JAF海外サポート翻訳文」検索サイトはこちらです。

<https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/switch-to-japanese-license>

※平成26年4月1日よりJAF大分支部窓口における外国等運転免許翻訳文の即日発行は終了し

ました。

(8) 申し込み先・お問い合わせ先

おおいたけんうんてめんきょ
大分県運転免許センター 運転免許課

おおいたしおおざまつか ばんち
〒870-0401 大分市大字松岡6687番地 運転免許課 Tel: 097-528-3000

【方法その3】

国際免許証（ジュネーブ条約によるもの）を取得する。

ただし、有効期限が1年以内など制限が多い。

国際免許証…1949年ジュネーブ条約による国際免許証のみが有効。かつ、次の3点が有効であること。

①国際免許証の種類が適正

バイクの運転には、種類Aが必要。

種類Bだけの免許では、四輪自動車のみ運転可能。バイク不可。

②期限

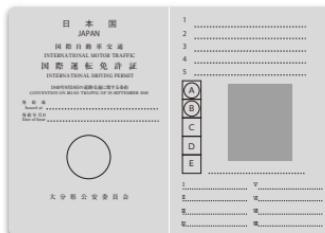
期限は、表紙のData（交付日）から1年以内。

③日本上陸から1年以内

日本上陸（入国）から1年以内であること。

上記の3点のうち1点でも無効な状態で運転している場合には、

無免許運転として警察に検挙され、厳しい罰則が課せられます。



こくさいうんてんめんきょしょう ゆうこう くに
国際運転免許証が有効な国（ジュネーブ条約締約国一覧）更新日：2019年10月1日

アジア州	インド カンボジア シンガポール スリランカ タイ バンダラデシュ フィリピン マレーシア ラオス人民共和国 大韓民国	アフリカ州	トーゴ ナイジェリア ナミビア ニジェール ブルキナファソ ベナン ボツワナ マダガスカル マラウイ マリ モロッコ ルワンダ レント 南アフリカ	ヨーロッпа州	トリニダード・トバゴ ハイチ パラグアイ バルバドス ベネズエラ ペルー アイスランド アイルランド アルバニア イタリア オーストリア オランダ ギリシャ キルギス サンマリノ ジオージア ニュージーランド スウェーデン スペイン王国 スロバキア スロベニア セルビア エカドル カナダ キューバ グアテマラ ジャマイカ チリ ドミニカ共和国	ヨーロッпа州	ブルガリア ベルギー ポーランド ポルトガル マルタ モナコ モンテネグロ リトアニア ルクセンブルク ルーマニア ロシア連邦 英國
中近東	キプロス シリア トルコ ヨルダン レバノン	オセアニア州	オーストラリア ニュージーランド パプアニューギニア フィジー	ヨーロッパ州	アメリカ合衆国 アルゼンチン エクアドル カナダ コンゴ コートジボワール コンゴ民主共和国 シエラ・レオネ ジンバブエ セネガル チュニジア	ヨーロッパ州	ギニア ケイマン諸島 ジブラルタル ジャージー シント・マールテン フランスの海外領土 マカオ マン島 香港
アフリカ州	アルジェリア ウガンダ エジプト ガーナ コートジボワール コンゴ コンゴ民主共和国 シエラ・レオネ ジンバブエ セネガル チュニジア	アメリカ州	ガーナ アメリカ合衆国 アルゼンチン エクアドル カナダ キューバ グアテマラ ジャマイカ チリ ドミニカ共和国	ヨーロッパ州	ガーナ ギニア ケイマン諸島 ジブラルタル ジャージー シント・マールテン フランスの海外領土 マカオ マン島 香港	ヨーロッパ州	ガーナ ギニア ケイマン諸島 ジブラルタル ジャージー シント・マールテン フランスの海外領土 マカオ マン島 香港

【注意】

- 国際免許の期限が有効でも、日本上陸（入国）から1年を超えている場合は、運転できません。
- 国際免許を更新するためには、日本を連続して3ヶ月以上離れなければなりません。したがって、本学の学生が在学中に更新することは事実上不可能です。
- 国際免許は運転中、常に携帯しなければなりません。（不携帯の場合は無免許運転とみなされます）

【方法その4】

下記の特定（国・地域）の運転免許証を持っている場合は、運転免許証と公的機関による翻訳文を常につれて持つていれば日本でも運転することができます。ただし、有効期間や条件は国際免許と同様です。

（エストニア、イス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾）

APUの通学ルールとマナーについて

通学は公共の交通機関を利用しましょう。本学では自動車通学を禁止しています。キャンパス内への無許可でのバイク・自転車の乗り入れも認めていません。

迷宮駐車（大学近隣の路上駐車、別府湾SA、高速バ

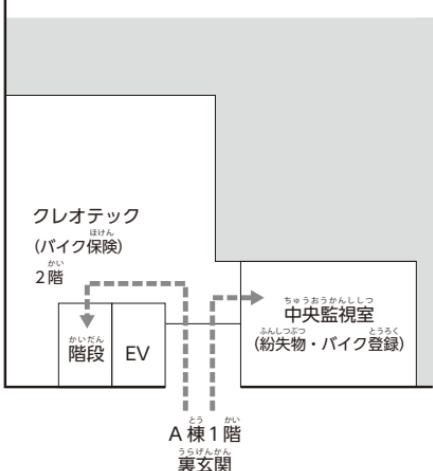
ス利用者用駐車場、APハウス他）はやめましょう。

迷宮駐車を行う学生にたいしては、大学は「警告」をあたえられた上で、学生賞罰規程による「停学処分」「奖学金停止」という厳しい処分を行う場合があります。

高速バス利用者駐車場を利用する場合は、事前・事後にスチューデント・オフィスに届出が必要です

（SAと情報共有のため）。

迷宮駐輪やバイク・自転車の放置、バス停周辺への自転車の駐輪による他の車両への通行妨害や店舗での利用外駐車など、最近、市民からの苦情が多くなっています。



こんな場合は

- (身体に障害を持つなどの理由で) 公共交通機関での通学は無理なので、車通学を許可してほしい。
→車通学の申請理由文書、公共交通の利用が困難と判断した医師の診断書や、その他の客観的に証明する書類、任意保険証書などを提出の上、審査が行われます。スチューデント・オフィスで相談してください。

● バイクで通学をしたい。

- バイク登録を行い、所定のシールをバイクに貼ることが必要です。入学時に配布した資料で、申請に必要なことを確認してください。中央監視室で手続きを行っています。

● サークル活動で荷物搬入の車を入構させたい。

- スチューデント・オフィスで臨時入構の申請を受付けています。許可なく入構した場合は、上記の処分の対象になることがあります。

● バスの定期券を購入したい。

- 入学直後にスチューデントユニオンで販売を行っています。日程にご注意ください。

ほけん かにゅう 保険の加入について

じばいせきほけん こうとうじこ お さい ひがいしゃ じんしんじこ さいていへんしょう ほけん
自賠責保険は、バイクによる交通事故を起こした際に、被害者の人身事故を最低限保障するための保険です。これに加入していないバイクの運転は違法です。新規バイク購入時は販売店で加入手続きをしてください。通常は販売店が代理で手続きをします。知人・友人から譲り受ける場合は、そのバイクがすでに「バイク」手続き済みか「名義変更」済みであることを確認しましょう。「自賠責保険証書」は、運転中には常に携帯していることが必要です。不携帯の場合は30万円以下の罰金、未加入の場合は50万円以下の罰金になります。APUへバイク通学をするためには、任意保険への加入（対人：無制限、対物：200万円以上、搭乗者：200万円以上）が義務づけられています。自賠責保険は、被害者の人身部分の損害（怪我等）を保障するためのものであり、被害者の物損（自動車やバイク等の損害）や運転者側の損害は保険対象となっていません。また、交通事故での治療費は健康保険の対象にならない場合があります。そのため、物損事故や自分自身の治療費まで補償する任意保険にも加入手続きをしてください。

クロエテック（本部棟2階）で、自賠責保険・任意保険の加入手続きができます。

じばいせきほけん しあら げんどがく 自賠責保険の支払い限度額

じほう ばさい 死亡の場合	3,000万円/ひと
こうじょうわい 後遺障害の場合	75万円/人～4,000万円/人 (程度により異なります)
ばさい ケガの場合	120万円/ひと

(事項例)

じ こじょうきょう 事故状況：

Aさんがバイク運転中に、交差点で停止していたBさんのバイクに、後ろ方向から衝突する。Aさん側の過失割合が100%と判断される。

そんがいがくふたん
損害額負担：

かきそんがいがく すべ べんきい ひつよう Aさんが、下記損害額を全て弁済する必要がある。
ひがいしゃ そんがい じんしん Bさん（被害者）損害 人身
うてんしゆひだりでこせつ ちりょうひ まんえん 運転者左腕骨折 治療費 100万円…(a)
びつそん しゅうりひ まんえん 物損バイク修理費 100万円…(b)
かがいしゃ そんがい じんしん Aさん（加害者）損害 人身
うてんしゆみぎでこせつ ちりょうひ まんえん 運転者右腕骨折 治療費 100万円…(c)

ほけんてきよう
保険適用：

- (1) **じばいせきほけん** (a)のみ保障対象となる。
- (2) **じんいほけん** てきせつ ほけん かにゅう すべ ほじょうたいじょう
任意保険 適切な保険に加入していれば、(a)(b)(c)全てが保障対象となる。



けんこうかんり 健康管理

ヘルスクリニック

みんなが、学生生活を有意義に過ごすためには心身ともに健康であることが大切です。

1. バランスのよい食事（主食・主菜・副菜）を摂るよう心がけましょう。

1日3食、規則正しく食べるのが目標です。サプリメントに頼らず、普段の食事から栄養を補いましょう。また、無理なダイエットは禁物です。

2. 適度な運動は、体調を整えます。また、体重増加の場合には減量の効果もあります。

無理せず、大学生活の中で運動不足を感じない程度に、規則正しく体を動かしましょう。

3. 適度な休養・睡眠をとりましょう。できるだけ規則正しく睡眠時間を確保するよう心がけましょう。人それぞれ違いますが、翌日に疲れが残らないことをひとつ目の目安にしてください。

「体調がおかしいな」と思ったり、健康面で不安がある時は、気軽にヘルスクリニックまで相談してください。



〈ヘルスクリニック開室時間・連絡先〉

開室時間：月～金曜日 10:00～17:00 Email : booking@apu.ac.jp

※閉室時間中に気分が悪い、ケガをしたなどの場合はスチューデント・オフィスに相談してください。

〈ヘルスクリニックでできること〉

①～⑥は、すべて無料で提供します。

①学内でのケガや急病の場合、*応急処置ができます。

②身体相談を行ったり、健康状態に応じて適切な病院や診療所を紹介します。

③健康診断の案内、健康診断後の尿検査の実施及び精密検査の案内を行っています。

④身長・体重（体内脂肪）・血圧測定を受けることができます。

⑤禁煙相談を受けることが出来ます（予約制）。

⑥海外渡航の予定のある方へ予防接種の相談や医療機関の紹介・予約を行います。



*応急処置とは、

●傷口の消毒やガーゼ・包帯などでの保護する

●軽度の体調不良者（かぜ・頭痛・歯痛・腹痛・胃痛・生理痛等）には1回分の常備薬（市販薬OTCに限る）を提供する

●安静が必要な方にはベッドでの休養を提供する……ことです。

※ヘルスクリニックには、医師は常駐していません。病気の診断、投薬、注射など医療行為はできません。

ヘルスクリニックの利用方法

受け付けいりぐち
受付入口にある「ヘルスクリニック受付票」のQRコードからサーバーにアクセスし、学籍番号や
しめい りょうもうくでときなど 氏名・利用目的等を入力して保健師に声をかけてください。

別府の医療機関

直接、病院で診療を受ける場合は、必ず保険証を持っていてください。また、日本語のみの対応となる場合がありますので、日本語での会話が苦手な方は、友人や先輩など通訳ができる方に一緒にあって頂くことを薦めます。別府市内の病院情報は、下記のウェブサイトなどから確認できます。

別府市医師会ネットワーク（日本語）

<http://www.beppu-med.or.jp/ippan/medicalinstitution/>



おおいた医療情報ほっとネット（日・英・韓・中）

<https://iryo-joho.pref.oita.jp/>



メディカルアシスタント（国際学生のみ）

国際学生の皆さんには、日本の医療機関の受診や処方された薬の説明を受ける際、英語での通訳が必要を感じたことがあると思います。

症状に応じた適切な医療機関の紹介や受診の際に必要となる医師や看護師、薬剤師とのやりとりにおいて必要となる通訳サポートを受けることができます。24時間365日、英語・中国語・日本語他、計18言語での通訳サポートを受けることができます。対応可能な言語は、以下の表を参照してください。APU国際学生専用の電話番号は、「03-3811-8124」となります。このサポートは、日本国内のみ利用可能で皆さんに一切の費用はかかりません。

<対応可能言語>

日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・タガログ語・
ネパール語・マレー語・ミャンマー語・クメール語・ポルトガル語・スペイン語・フランス語・
ドイツ語・イタリア語・ロシア語

いりょうほけんせいど 医療保険制度

けんこう じしん がくせい びょうき いりょうきかん しんりょう
どんなに健康に自信がある学生でも、ちょっとしたことがきっかけで病気やケガをし、医療機関で診療を受け、思いがけない高額の医療費を支払うことになる場合が本学の学生でもしばしばあります。このため、日本には、加入者が普段からお金を使い合って、医療費の自己負担を軽減し合う医療保険制度があります。

けんこうほけんなど えんかくちほけんしゃしょう こくないがくせいいたいじゅう 健康保険等の遠隔地被保険者証（国内学生対象）

- 国内学生は、すでに扶養者の健康保険等に加入している場合があります。この場合でも、診療時にはコピーされた保険証は使用できませんので、「遠隔地被保険者証」を発行してもらい携帯してください。
- 遠隔地被保険者証は、APUで「在学証明書」を取得し（31ページ参照）、これを父母等へ送付し、父母等の勤務先（保険者証交付機関先）へ申請すれば交付してくれます。
- 学生本人で、「国民健康保険」に加入する場合は、住民の届けをしている市区町村の役所／役場で加入手続きを行い、保険料（税）を納めてください。

こくみんけんこうほけん こくさいがくせいいたいじゅう 国民健康保険（国際学生対象）

- 「国民健康保険」（略称：国保）は、病気やケガをした時に、国、居住している市区町村および個人が医療費を分担し、経済的な心配をすることなく治療が受けられることを目的とした医療保険制度の1つです。詳細は、国民健康保険中央会のホームページ (<http://www.kokuho.or.jp/>) の「国民健康保険制度」という項目で確認できます。

● 国保への加入義務

りゅうがく ざいりゅうしき かも こくさいがくせい こうかんりゅうがくせいふく ほうりつ からら こくほ かにゅう
留学の在留資格を持つ国際学生（交換留学生含む）は、法律により、必ず国保に加入しなければなりません。また、勝手に脱退することはできません。国保をやめるときは、日本から出国し在留カードを日本に返すときや就職して会社の健康保険に加入するときなどに限られます。

● 国保への加入手続きと届け出

こくほ かにゅうつつ し やくしょなど こくみんけんこうほけんたんとうか おこな
国保への加入手続きは、（市）役所等の国民健康保険担当課で行います。

じゅうがくまえ ほんこない きょうじゅう こくさいがくせい ばあい にゅうがくご おこな
入学前に日本国内に居住していた国際学生の場合は、入学後に行われるオリエンテーションの際に「取得届」と「国民健康保険申告書」を提出してもらいます。後日、別府市役所の方が来学されて、皆さんに「国民健康保険被保険者証」（以下、保険証）を交付します。保険証は毎年度交付され、翌年度からは毎年7月中に皆さんの住所に郵送されます。

にゅうがくまえ ほんこない きょうじゅう こくさいがくせい ばあい あたら きょうじゅう ばしょ し やくしょ れい
また、入学前に日本国内に居住していた国際学生の場合は、新しく居住する場所の（市）役所（例：別府市役所）で住所変更の手続きを行った時に、あわせて国保の加入手続きも行ってください。

いぜんまとじゅう ばしょ し やくしょ こうふ ほけんじゅう つか
以前居住していた場所の（市）役所が交付した保険証は使えません。

●保険料（税）の支払いについて①

保険料（税）は、市区町村ごと、年ごとに異なります。保険料（税）は、毎年1月に、前年の日本での収入を申告し（「所得申告」といいます）、その申告に基づき、（市）役所が6月に決定します。

決定後、6月から次の年の3月までの10回にわけて納付します。これは、国際学生も同様です。

保険料（税）は、前年の収入によって異なりますが、多くの学生の場合、収入が少ないので、「所得申告」をすれば、保険料（税）は大幅に減額されます。

APUの場合、毎年1月ごろに「所得申告」の案内をしますので、対象者は、期間内（約2週間）に手続きを行ってください。期間を過ぎた場合、皆さん自身が（市）役所で行うことになります。

※別府市の2020年度実績：

所得申告しなかった場合の年間保険料（税）61,800円 → 減額後18,400円

※金額は毎年変更されます。（市）役所からの連絡を必ず確認してください。

●保険料（税）の支払いについて②

保険料（税）は、銀行口座を開設した時に、口座振替の依頼手続きをすることにより、自動引き落としができます。自動引き落とし日は、月末ですので、次月に通帳記入をすることにより、保険料（税）が振替されたかどうか確認できます。通帳には、「税金」「コクミンケンコウホケン」という文字が記載されます。

振替依頼をしない場合またはできなかった場合は、（市）役所から小冊子「国民健康保険税納税通知書」が届きますので、それを持って（市）役所または金融機関へ行き、納期までに保険料（税）を納めます。

保険料（税）を滞納していると、督促状の葉書が届きます。至急、それを持って（市）役所または金融機関へ行き、保険料（税）と督促料を納めましょう。滞納を続けていると、保険証の有効期間が短くなったり、保険給付が差し止められて治療費を全額支払うことになります。さらに、財産が差し押さえられるなどの処分の対象となります。

次の場合には、（市）役所の国民健康保険担当課へ必ず各自で届け出なければなりません。

・住所変更（APハウスの部屋番号が変わった場合も含む）や氏名変更をした場合

変更した日から14日以内に（市）役所に届け出してください。

・休学・交換留学などで、長期間日本から出国する場合や卒業し日本を出国する場合

出国する前に、（市）役所に行き、住所変更の届出とともに、国保の「資格喪失」の手続きを行い、保険証を返却してください。

もし、届出を怠った場合、日本に戻って居住する際に新しい保険証の交付を受けられない、出国中の保険料を納めなければならない場合があります。

●医療を受けるとき

病院やケガで医療保険を取り扱う医療機関を行った時、国保の保険証を提示すれば、健康保険法の適用を受ける医療費総額のうち30%の負担割合を支払うだけで医療を受けることができます。

国保で受けられる医療（例）	国保で受けられない医療（例）
しんさつ 診察	よぼうせっしょ 予防接種、健康診断
いりょうしょち 医療処置、手術や歯などの治療	しれつきようせい 歯列矯正、美容整形
しょほうせん 処方箋	せいじょうにん 正常な妊娠・出産・中絶
にゅういん 入院（食事代除く）と看護	でいすい けんかに泥酔などによるケガや病気

ほけんしょうも
保険を持つたずに医療を受けた場合は、いったん医療費を全額支払うことになります。しかし、
こじつし
後日、（市）役所等の国民健康保険担当課へ領収書・レセプト・あなたの印鑑・銀行預金通帳を持つ
て行けば審査により払い戻しを受けられます。

たにんめいぎ
他人名義の保険証を使用した場合は、法で罰せられます。

やかん
夜間などの時間外に医療を受けた場合は、医療費が高くなり、結果としてあなたの負担額も多くなります。

- 高額療養費について
- びょうき
病気により病院に長期入院したり、高額な医療を受ける場合は、医療費の自己負担が高額になる
ばあい
場合があります。そのような場合には、負担を軽減させるための措置として、*自己負担限度額を超えた分の医療費が払い戻される制度があります。

じこふたん
自己負担額は、それぞれ個人の年齢、世帯、所得状況に応じ、高額医療費の支給額は、1ヶ月の
いりょうきかん
医療機関に支払った自己負担額から自己負担限度額を差し引いて決まります。

こうがく
高額医療費制度を利用するための手続きには、病院・診療所などの領収書、保険証、印鑑などが必要
になります。詳しくは、（市）役所の国民健康保険担当課へお問い合わせください。

*自己負担限度額：低所得者（市区町村民税の非課税者等）は35,400円（ただし、新入生は57,600円）

- | | |
|------------------------------|----------------|
| まとめ | こくほ
にゅうがくご |
| ● 入学後のオリエンテーションで国保の加入手続きをしよう | こくほ
かにゅうてつづ |
| ● 保険料の支払いは「自動振込み」にしよう | じどうふりこ |
| ● 每年1月に「所得申告」の手続きをしよう | てつづ |
| ● 引越しや出国のときは（市）役所で手続きをしよう | し |
| ● 受診の際はかならず保険証を持っておこう | ほけんしょう |
| ● 国保で受けられない医療もある | いりょう |

学生教育研究災害傷害保険など

がくせいきょうよういくけんきゅうさいがいしょうがいほけん
学生教育研究災害傷害保険など

がくせいせいかつ おく じこ ちゅうい とうぜん たいせつ
 学生を送るにあたって、事故やケガのないように注意することは当然であり、大切なことです。し
 かし、まいいち きょうよくけんきゅうかいつうちゅう じこ はつせい ぱあい せな
 かし、万一小・教育研究活動中に事故やケガが発生した場合に備えて、APUでは、保険料（掛金）を
 だいがく ふたん さいがく すべ せいきがくせい たいしお
 大学が負担し、在学する全ての正規学生を対象とした「**学生教育研究災害傷害保険**」（略称：学研災
 かにゅう どうやく だいがく せいいか がっこうぎょうじ
 http://www.jees.or.jp/gakkensai/）に加入しています。さらに特約として、大学の正課、学校行事
 または課外活動への参加の目的を持って、通学や学校施設等相互間の移動をしている間の傷害事故を
 ほしょく つうがくちゅうとうしおうがいきんなんほくやく りやくしおう つうがくくくやく
 補償する「**通学等傷害危険担保特約**」（略称：通学特約）を付帯しています。

●保険金請求に関する手続き

かくしょくじょりい こうふ ていしゃつき
 各種書類の交付や提出先は、スチューデント・オフィス窓口です。

しょうがい じこ はつせい
傷害事故の発生

しゅうかんない じこ つうち
3週間以内に「事故通知はがき」をスチューデント・オフィス窓口に提出

かんちご ほけんきんせいやくうしょうし
完治後「保険金請求書用紙セット」をスチューデント・オフィス窓口に提出

ほけんがいしゃ せいかくしゅしゃ こうざ ふ こ ほけんきん じゅりょう
保険会社より請求者の口座に振り込まれる保険金を受領

支払われる保険金（医師の治療を受けたとき）

たんばほんい 担保範囲	ちりょうにつすつ 治療日数	いりょうほけんきん 医療保険金	にゅういんかさんきん 入院加算金
せいかくじゅう 正課中 がつこうじゅうじゅうじゅう 学校行事中	にじいじょう 1日以上	3,000円～ 300,000円	にゅういん にち 入院1日つき 4,000円 (1日～180日)
つづがくじゅう 通学中 がつこうじゅうどそうごかん 学校施設等相互間の移動中	にじいじょう 4日以上	6,000円～ 300,000円	
じょうきいがい 上記以外の学校施設内 だいがく とど で かわいからうじゅう 大学に届け出た課外活動中	にじいじょう 14日以上	30,000円～ 300,000円	

じょうきいがい こうじょうがいほけん しらばあい
 ※上記以外に、後遺障害保険金などが支払われる場合があります。

がくこうしせつない あいだ 「学校施設内」にいる間でも、APハウスにいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学
 が禁じた行為を行っている間を除きます。ただし、どんな場合でも補償されるとは限りません。更に
 まことう あいだ のぞ
 补償の厚い保険を希望する場合は、大学生協や各保険会社が行っている「**学生総合保険」「スポーツ
 安全保険**」、「**ボランティア活動保険**」などに各自で加入してください。

あんぜんほけん かつどうほけん かくじ かじゆう
 インターンシップに参加する場合は、**キャリア・オフィス**で「**学研災付帯賠償責任保険Bコース**」
 りやくしおう ばい かにゅうてつ おこな
 （略称：**インターン賠**）の加入手続きが行えます。

けんこうしんだん 健康診断

日本では、「学校保健安全法」という法律で、1年に1度健康診断を受けることが義務づけられています。

そこで、APUでは、無料の「定期健康診断」を下記の要領で実施しています。

けんこうしんだん もくとき 健康診断の目的

がくせいいてい けんこうしんだん もくとき いのか
学生定期健康診断の目的は、以下の3つです。

けんこうじょう もんない そうきはつけん
● 健康上の問題を早期発見する。

じふん けんこうじょうたい はあく けんこう ほじ ぞうしん やくだ とも じこかんり まな
● 自分の健康状態を把握し、健康の保持・増進に役立てると共に、自己管理を学ぶ。

よ けんこうじょうたい しんしん じゅうじつ だいがくせいいかつ ちく
● より良い健康状態で、心身とともに充実した大学生活を送る。

けんこうしんだん はっけん けんこうもんたい おお ひまん せいつしおかんじょう
健康診断で発見される健康問題の多くは、肥満などの生活習慣病です。メタボリックシンドロームなどの

じゅうだい けんこうもんたい がくせい ころ わろ せいかくしょくかん ちせきせ
重大な健康問題は、学生の頃からの悪い生活習慣の蓄積によってさらに深刻化していきます。ですから、

じ ま じぶん けんこうじょうたい はあく じこかんり しゅうかんみ よ だいがくせいいかつ おぐ
この時期に、自分の健康状態を把握し、自己管理する習慣を身につけることは、より良い大学生活を送る

ひじょう じょうよう こと とも こんご けんこう おお さゆう い かごん
ために非常に重要な事であると共に、今後の健康を大きく左右すると言っても過言ではないでしょう。

じうだい けんこうもんたい ひと けっかく かんせんじょう
また、重大な健康問題の一つに、結核などの感染症があります。

まん いち かんせんじょく つよ かんせんじょう ない はせい ばあい おお がくせい ちいき ひろ
万が一、感染力の強い感染症が、キャンパス内で発生した場合、たちまち多くの学生や地域に広がり、

しゅうだんかんせん はってく かのうじ けかく かんせんじょう はい てい けんこうじょう じぶんじしん
集団感染へ発展する可能性もあります。結核等の感染症の発見には定期健康診断が有効です。自分自身

まわ ひと けんこう まも がくせい みな まいしかから けんこうしんだん じゅしん いただ ねが
と周りの人の健康を守るために、学生の皆さんには、毎年必ず健康診断を受診して頂くようお願いいたします。
かんせんじょう かんせんじょよぼう よ
します。(感染症については、「感染症予防」(91ページを読んでください。))

けんこうしんだん ないよう 健康診断の内容

(1)身長・(2)体重・(3)尿検査(蛋白・潜血・糖)・(4)血圧検査・(5)胸部X線検査*の他に、入学時や卒業年
ど
度には追加検査を実施しています。

ついかけんさ にゅうがくじ ないかんきつ けつえきけんさ しりょくけんさ
追加検査(入学時) 内科診察、血液検査、視力検査
そつようねんど しりょくけんさ
(卒業年度) 視力検査

にゅうがくじ こんご がくせいせいかつ けんこうとき くわ けんさ おこ ぜんたいき
入学時には、今後の学生生活をより健康的なものにするために、詳しい検査を行ない、全体的な
けんこうじょうたい はあく そつぎょうねんど しゃうしょく しんがく りょう けんこうしんだんじょうめいしょ
健康状態を把握できるようにしています。卒業年度には、就職や進学で利用する健康診断証明書の
はつこう ひつよう しりょくけんさ ついかけんさ じっし
発行に必要な視力検査を追加検査として実施しています。

*胸部X線検査の被爆量は、日常生活で受ける被爆量よりも少なく、健康を害する危険性はありません。

けんこうしんだん うじき 健康診断を受ける時期

奇数セメスターと復学・再入学時に必須となっています。(下記参照)

	じ時 期	ない 内 容
かいめ 1回目	にゅうがくじ 入学時	にゅうがくじ ついかけんさ 入学時の追加検査あり
かいめ 2回目	だい 第3セメスター開始後1週間以内	だいがくいん がくせい そつきょうねんど ばあい 大学院の学生が卒業年度の場合は ついかけんさ 追加検査あり
かいめ 3回目	だい 第5セメスター開始後1週間以内	がくせい そつきょうねんど ばあい 学部生早期卒業対象者、もしくは だいがくいん がくせい そつきょうねんど ばあい 大学院の学生が卒業年度の場合は ついかけんさ 追加検査あり
かいめ 4回目	だい 第7セメスター開始後1週間以内	そつきょうねんど ついかけんさ 卒業年度の追加検査あり
かいめいこう 5回目以降	きすう 奇数セメスター開始後1週間以内	そつきょうねんど ついかけんさ 卒業年度の追加検査あり
その他	ふくがく さいにゅうがく 復学・再入学したセメスター開始後 しゅうかんない こうかんりゅうがく 1週間以内、交換留学より戻ってきた かいし しゅうかんない セメスター開始後1週間以内	そつきょうねんど ばあい ついかけんさ 卒業年度の場合は追加検査あり

ねんどけんこうしんだんばってい 2021年度健康診断日程

2021年度の健康診断は以下の日程で行う予定です。ただし、実施日や実施時間等若干変更する可能性もあります。健康診断についての詳細は、実施予定の前の月にキャンパスターミナル、スチュードント・オフィスホームページにてお知らせしますので、各自で必ず確認してください。

また、2023年3月に卒業予定で、2022年春セメスターに奇数セメスターとなる学生は2022年2月と3月に行われる定期健康診断を受ける事ができます。詳細は、キャリアガイダンス時、または、2021年12月にキャンパスターミナルにてお知らせいたしますので、各自で必ず確認してください。

	ねんはる 2021年春セメスター	ねんあき 2021年秋セメスター
ていきけんこうしんだん 定期健康診断	しんにゅうせい 新入生：4月初旬 ざいこうせい 在校生：4月初旬～中旬	しんにゅうせい 新入生：10月初旬 ざいこうせい 在校生：9月末～10月頃

けんこうしんだん ばしょ 健康診断の場所

おおいたけんこうせいけんかくこうかんり
大分県厚生連健康管理センター（鶴見病院に隣接しています）

じゅうしょ べつぶしおあざつるみ
住所 別府市大字鶴見4333番地 電話 0977-23-7112

けんこうかんり
健康管理センターの場所は下記の地図を参照してください。

ていきけんこうしんだんちゅう
定期健康診断中は、健康管理センターとAPUを結ぶ無料シャトルバスを運行しています。

けんこうしんだん さい
健康診断の際には、記入を済ませた「問診票」を必ず持参してください。



- APUから 大分交通バス51番に乗り、吉弘神社前バス停で下車
- JR亀川駅 亀の井バス6番（別府駅行き）に乗り、鶴見病院東口で下車
- JR別府駅 亀の井バス6番が大分交通バス61番／AS61番に乗り、鶴見病院東口で下車
- 鉄輪 亀の井バス25番に乗り、鶴見病院前で下車

(重要) 定期健康診断を受けなかった場合

- 結核、腎臓病、高血圧、糖尿病などの自覚症状のない慢性疾患の発見が遅れ、学生生活に支障をきたし、就職／進学時に最良の健康状態で、活動できなくなることがあります。
- 大学の健康診断証明書の発行ができません。なお、指定された期間外に健康管理センターで健康診断を受診した場合や、他の医療機関で受診した場合も、大学からの健康診断証明書は発行できませんので、ご注意ください。
- 國際学生授業料減免奨学金（减免100・80・65・50・30）・國内学生優秀育英奨学金・國内学生修業奨励奨学金を受給している学生については、次セメスターより奨学金の受給が停止されます。
- スチューデント・オフィスで行っている学生支援（例：奨学金の新規・継続申請）を受けられません。

健康診断証明書

本学の健康診断を受けていれば、健康診断証明書を発行できます（詳細は31ページ参照）。進学先／就職先から健康診断証明書の形式が指定されている場合は、スチューデント・オフィス窓口で受けます。ただし、本学の健康診断の結果に基づいて発行しますので、指定された健康診断証明書の内容が、本学の健康診断の内容で充足されない場合は発行できません。また即日発行はできませんので、日程の余裕をもって申請してください。

- 健康診断証明書の発行時期
- 定期健康診断を受診した翌日の火曜日から、証明書の発行が可能になります。ただし、健康診断の結果、異常がある場合は、再検査を受けないと証明書の発行が出来ませんのでご注意ください。

● 健康診断証明書の有効期間

大學が発行する健康診断証明書は定期健康診断のデータをもとにして、春の定期健診受診者は翌年3月31日まで、秋の定期健診受診者は翌年9月20日まで、在学期間中は、発行できます。ただし、それぞれの企業や大学が特別に証明書の有効期限を設定している場合もありますので、注意してください。

感染症予防

感染症予防はあなたが感染症にかかって苦しむ辛い思いをするのを防ぐだけに必要なものではありません。あなた自身が感染源となり家族や友人、周囲の人々に感染症を広げ、感染症が蔓延した社会を作らない為にも、感染症について正しく理解し、日々の生活中で予防を徹底するということはとても重要なことです。

〈日常生活での感染症予防〉

感染症予防の基本は「手洗い」と「うがい」です。外出から帰った後や料理をする前、食事前には石鹼を使ってしっかりと手洗いをしましょう！うがいは、のどについた汚れや細菌を洗い流すとともに、のど

の粘膜を保護し、免疫の力を高めますので、帰宅時、起床時、就寝前に励行することで感染症を予防しましょう。

また、飛沫感染を起こす感染症（新型コロナウイルス感染症等）の予防には、マスクが有用です。正しく着用しましょう。

〈新型コロナウイルス感染症について〉

新型コロナウイルス感染症は、飛沫感染や接触感染により広がります。

現在までの段階で、このウイルスに感染しないためには、以下の予防方法が有用です。

① マスクの着用

飛沫感染は、くしゃみ、咳、つばなどから感染します。そのため、マスクを着用することで感染するのを防ぐだけでなく、あなたがウイルスに感染していた場合に、周りの大切な人に感染させるのを防ぐことができます。

正しいマスクの着用



② 手洗い・手指消毒

手洗い・手指消毒は感染症予防の基本です。

感染者が、くしゃみや咳をして手についたウイルスを周りの物に移してしまい、それを他の人が触るだけでは感染しませんが、その手で口や鼻、眼の粘膜を触ることで感染します。

手についたウイルスは、正しい手洗いでほとんど洗い流すことができます。こまめに行なうことも大切

ですが、食事の前、トイレの後、外からの帰宅後には必ず洗うようにしましょう。
 ただてあらかたこうせいりょうどうじょう
 【正しい手の洗い方（厚生労働省）】

(日本語) <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>



(英語) <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597149.pdf>



③換気の悪いところに長時間滞在しない

マスクを着用していても、換気の悪いところで長時間にわたり滞在することで、感染のリスクは格段に上がります。また、全国の大学生の感染事例等によれば、長時間にわたる複数名での「ごはん会」「パーティ」「カラオケ」等への参加が、主な感染経路になっています。換気が悪い状況で密になりやすい、打ち上げやホームパーティ、友人等とのドライブ、帰省時の友人・知人との懇親会などの開催・参加は、中止・延期してください。

④体調が良くない場合は勇気を持って行動を制限する

風邪 症状、発熱などで体調が良くない場合は、自分の友人ととの約束やアルバイトなどがあっても、勇気を持って断ってください。この勇気が、「感染しない、感染させない行動」です。
 世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るう中、感染予防に努めているにも関わらず、やむを得ず感染してしまう場合もあります。その際、みなさんが取るべき行動を理解しておきましょう。

（感染が疑われる場合）

下記を参照して相談・報告し、指示にしたがってください。

代表的な症状は・発熱・咳・倦怠感・喉の痛み・頭痛・味覚や嗅覚の消失です。

○平日の昼間（9:00-17:30）

1) APUヘルスクリニックにメールで、症状を相談してください。携帯電話を持っている場合は、連絡先も記載しておいてください。

2) APUヘルスクリニックから、学生のみなさんに、聴き取りを行います。必要に応じて病院紹介、保健所への相談をしますので、その指示にしたがってください。

○夜間や土・日・祝日

1) APハウスに住んでいる場合は、各棟の管理人に相談し、指示を受けてください。

2) 大分県内に住んでいる場合は、「大分県受診相談センター」に相談してください。

3) 上記以外は、最寄りの受診・相談センターに電話で相談してください。

4) 結果については、APUヘルスクリニックにメールで報告してください。

※持病などがあり、かかりつけ医がある場合には、まずそちらに相談してください。

れんらくしき そうだんしき
【連絡先・相談先】

- APUヘルスクリック メールアドレス : booking@apu.ac.jp
- 東部保健所 (APUを管轄する保健所) 電話 : 0977-22-2511
- 大分県 受診相談センター 電話 : 097-506-2755 (24時間対応)
- 国際学生専用メディカルアシスタンスサービス (83ページ参照)

かんせんしゃ のうこうせつしょくしゃ
〈感染者もしくは濃厚接触者となった場合は〉

かんせんしゃ のうこうせつしょくしゃ ぱあい ほけんじょ いりょう きかん じじ したが
みなさんが感染者もしくは濃厚接触者となった場合は、保健所や医療機関からの指示に従ってください。
かなら また、必ずAPUヘルスクリックへメール (booking@apu.ac.jp) で報告してください。

かんせん だれ お たいがく かんせん ほうこう がくせい ふりえき こうむ いっさい
感染は誰にでも起こることです。大学への感染の報告で学生のみなさんが不利益を被ることは一切ありません。むしろ、授業欠席の配慮や体調観察を行ななど、みなさんのサポートをします。感染の報告
だいがく じんそく かんせんかくだい ぼうし そちと まとうりょく ねが
により、大学は迅速に感染拡大を防止する措置を取ることができます。ご協力をお願いします。

- 1) APUヘルスクリックへメールで届け出る。
- 2) APUヘルスクリニックから送付されるサーベイに入力する。
- 3) APUヘルスクリニックからの現状確認や体調チェックに応じる。
- 4) 症状が軽く授業に出席可能な場合は、対面授業であればオンライン授業への参加に変更するよ
う担当教員に連絡する。また、オンライン授業の場合はそのまま出席する。
- 5) 体調が悪く授業に出席できない場合は、授業欠席の理由を担当教員に連絡する。

●もしもの感染に備え「接觸確認アプリ」(厚生労働省)をダウンロードしましょう。

App Store

<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>



Google Play

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>



かんせんしゃ たい じんけん はいりょ
〈感染者に対する人権への配慮〉

かれ 誰もが、新型コロナウイルスに感染しうる状況です。誤解や偏見等により、感染者・濃厚接触者やそのご家族等に対する誹謗・中傷や差別につながるような人権侵害は、決して許されることではありません。

かんせんかくだい ともな ジュギョウどう
〈感染拡大に伴う授業等について〉

かんせんしゃ どうこう りこうう じょうきょう だいがく ぎょう じ じゅぎょう けいいたい か そうてい さいしん
感染等の動向や流行の状況によって、大学の行事や授業の形態などが変わること想定されます。最新
じょうほう にゆうしや だいがく
の情報入手できるよう、大学のホームページやキャンパスマーニアル、APUメールはこまめにチェックしてください。

かいがいとこうじ かんせんしょよほう 海外渡航時の感染症予防

せかいほんきこう 世界保健機構は世界の三大感染症として、エイズ・結核・マラリアをあげて注意を促していますが、近年、エボラ出血熱や新型コロナウイルス感染症が大きなニュースとなったように、地球上には他にも気をつけなければならない感染症があります。特に旅行中の環境変化などのストレスは、感染症に罹りやすい健康状態を作り出します。

いからいとこうさい かくじん かんせんしょよほう 以下、海外へ渡航する際に確認すべき感染症予防のチェック事項となっています。

すべて こうぐく じっし じゅんびんなんとこう 全てのチェック項目を実施し、準備万端で渡航してください。

【渡航前・渡航中】

危険な感染症から身を守る為に自分の渡航する地域に流行している感染症について知る。

- CDC (Centers for Disease Control and Prevention) Travelers' Health

<http://www.cdc.gov/travel/> (英語)

- FORTH (For Travelers' Health) 厚生労働省検疫所ホームページ

<http://www.forth.go.jp/> (日本語)

- Fit for travel

<http://www.fitfortravel.nhs.uk/home>

※ 感染症の最新情報、国別に検索出来る感染症情報、奨励される予防接種など、海外での病気予防について必要な情報が掲載されています。

ホームページに掲載している「感染症予防の10大条」をしっかり読む。

- スチューデント・オフィスホームページ>学生生活支援>健康管理・定期健康診断>感染症予防>

【感染症予防の10大条】

● 渡航先の国への入国に必要、また、交換留学先が要求している予防接種の有無を確認する。

● 渡航先で流行している感染症のリスクを把握し、予防接種の必要性を自分自身で検討する。

● 予防接種が必要な場合、その希望する予防接種にどれくらいの期間が必要かを確認する。

※ 交換留学等などに、必須、または奨励される予防接種もあります。自分にどのような予防接種が必要とされるのか確認しましょう。また、予防接種は感染症に100%感染しない為のものではないことを理解し、

自分を守る為に自分でどのように感染症を予防するのかを知り、実践出来る様に準備をしてください。

渡航中の保険への加入・受診できる病院の検索方法の確認をする。

● 外務省在外公館医務官情報 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/> で自分の行く国を確認する。

● 加入した保険の内容に病院紹介や健康相談が入っているか確認し、そのサービスがある場合はどの

ように行なえばいいのかを知っておく。

【帰国後】

- 2ヶ月間は、渡航中に感染症に感染している可能性があることを認識する。
- 下痢・嘔吐・腹痛・発熱・頭痛・のどの痛み・発疹などの症状があればヘルスクリニックに相談する。
- ※高熱、ひどい下痢や嘔吐がある場合などは、外出を控え、ヘルスクリニックへ電話またはメールで連絡してください。

たびレジ登録について

渡航先で事件や感染症などが発生した場合に、登録したメールに在外公館等から最新情報が届く、日本
の外務省が行っている登録制度です。邦人の場合は、この情報をもとに国が保護確認を行います。メー
ルアドレスは3つまで登録できるので、日本人以外の場合は、一緒に渡航する日本人がたびレジに登録
する際に、一緒にメールアドレスを登録してもらえば、緊急情報メールを受け取ることが出来ます。
日本語のみの対応です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

健康的な学生生活を送るために

〈アルコール～急性アルコール中毒は時に死をまねく！～〉

大量のお酒を短い時間で飲めば、肝臓での代謝が追いつかず、アルコールは血液の中にとどまること
になります。その結果、アルコールの血中濃度が急上昇して、一気に「昏睡期」に陥ります。
これが「急性アルコール中毒」です。こうなると、意識は混濁し、時には呼吸が麻痺したり、吐いた
ものをのどに詰まらせ死に至ることもあります。一時の盛り上
がりで、友人・知人を死に至らしめるような権利は、誰にもあ
りません。「イッキ飲みはしない、させない」絶対に守ってください！もし、イッキ飲みをして次のような症状が出てしまったら、
すぐに救急車を呼びましょう。



- ①意識がない。ゆすっても、つねっても起きない
- ②全身が冷えきっている
- ③呼吸がおかしい。ゆっくりで途切れたり、浅くて早い
- ④大量の血や、食物を吐いている
- ⑤失禁している

〈タバコ〉

タバコの煙には、約4,000種類の化学物質が含まれており、そのうち200種類には有害性があり、さら

に60種類以上の発がん物質を含んでいることがわかっています。これは、喫煙者のみならず、副流煙を吸う非喫煙者にも同様の有害物質を摂取する可能性があるということでもあります。

喫煙、受動喫煙によって、肺がんなどの疾病リスクが高まることは知られていますが、そのほかにも、喫煙者は非喫煙者より集中力が低下しやすいなどメンタルヘルス上も問題があります。また、近年では「喫煙者は採用しない」という方針をもつ日本企業もあります。

〈ドラッグ〉

近年、大麻などのドラッグが社会全体を揺るがしています。ドラッグが原因と見られる死亡事故や殺人事件など、みなさんもテレビやネット、新聞などで目にしたことがあるでしょう。こうしたドラッグはハーブやアロマオイル、バスソルトなどを装っていますが、麻薬や覚せい剤と同じか、それ以上に人体に有害な影響を与えます。ドラッグを吸ったり、飲んだりすると、意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難などを起こし、重体に陥ったり、幻覚や興奮のために他人への暴力など奇行に走ることもあります。

「一回なら大丈夫」「いやになればすぐにやめられる」などと安易に摂取してはなりません。大麻などのドラッグは、麻薬や覚せい剤と同様に常習性があり、あなた自身はもちろん、あなたの家族や友人、恋人をも巻き込んで不幸になります。絶対に手を出さないでください。

また、「ドラッグ」の情報を得たという場合は、速やかに警察に届け出てください。

〈性感染症〉

性感染症とは、性行為によって人から人へ、皮膚や粘膜から感染する病気の総称です。性行為にも様々な方法があり、膣でのセックス、オーラルセックス、アナルセックス等あります。これらの中には、肛門性行為で、誰でも感染する可能性がある病気です。正しい知識を身につけて、性感染症を予防する事が大切です。また、性感染症にかかったとしても、早期に発見・治療を行えば、病気によっては完治します。完治できない場合でも重症化を遅らせる事ができます。知らない間に大切なパートナーに感染を広げてしまわないためにも、性感染症の症状がある場合や性感染症の感染が疑われる性行為を行った場合は、できるだけ早く医療機関を受診しましょう。

スチューデント・オフィスホームページには、性感染症の種類や症状、予防方法が詳しく掲載されています。各自で確認し、性感染症予防に役立ててください。ヘルスクリニックでは性感染症に関する健康相談を行っており、医療機関の紹介も行っております。検査を受けたい場合や、性感染症の感染が疑われる場合、何か心配な事がある場合は、いつでもヘルスクリニックまでご相談ください。

カウンセリングルーム

大学生活では、将来への希望をふくらませる一方で、様々な不安や悩み、思いがけない困難や問題を抱えることがあるかもしれません。今まで誰にも言えず1人で抱え込んでいたこと、こんなこと相談していいのかなと思っていることを、カウンセラーがその思いを聞きながら、一緒に問題を解決したり、みんなさんの自己成長のサポートをしていく場所が「カウンセリングルーム」です。相談をしたいときはどんな些細なことでもかまいませんから、気軽に来室してください。学生の希望や必要がある場合は専門スタッフや専門機関を紹介します。相談料は無料で日英両言語で対応します。相談内容の秘密は固く守られますので安心してください。相談を希望する場合は、予約が必要ですが、当日相談も可能です。

どんな相談でも構いません。例えば…

● 学業について

授業についていけない、グループワークが苦手…等。

● 対人関係について

友人、恋人、家族との関係に悩んでいる、コミュニケーションが苦手…等。

● 将来について

就職活動が不安、将来のことを考えるのが苦しい…等。

● 精神的な不調について

気分が落ち込む、イライラする、気分が不安定、意欲が湧かない…等。

● 体のことについて

夜眠れない、食欲がない、疲れやすい…等。

● その他

サークルやアルバイトでの困り事、なんか人と話したい、愚痴りたい、ほっと一息つきたい、…等。

〈カウンセリングルームの場所〉

場所：A棟1階のヘルスクリニック横にあります。

〈カウンセリングルームの開室時間〉

受付時間 月曜日～金曜日 10:00～16:30

カウンセリング時間 月曜日～金曜日 10:30～16:30

※カウンセラーのスケジュールは変更することがあります。カウンセリングルームホームページ (<https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0034.html/>) でスケジュールを確認してください。



〈カウンセリングルームHP〉

よくほうほう 〈予約方法〉

①電話で予約…0977-78-1126 内線2444 (受付時間中)

②カウンセリングルームを直接訪ねる。(受付時間中)

③E-mailで予約 counself@apu.ac.jp

※緊急の場合でカウンセリングルームが閉室している場合は、ヘルスクリニックまたはスチューデント・

オフィスに相談してください。

きゅうきゅうそち てじゅん しんぱいそせい しょうほうほう 急救措置の手順 (心肺蘇生とAEDの使用方法)

ひときゅう たお いしき とき
〈人が急に倒れた・意識がないようだ！その時……〉

おおごえ よ だいじょうぶ
①大声で呼びかける 「大丈夫ですか！」

かた かる はんのう たし
②肩を軽くたたき、反応があるか、ないかを確かめる

おおごえ おうえん よ
③大声で、応援を呼ぶ

ばん きょうしつ ばあい きゅうきゅうしゃ よ ちゅうおう かんしつ
④119番 (教室からの場合、#119) で救急車を呼び、中央監視室
ないせん (内線：2810) またはAPハウスの場合は管理人室 (内線：ハウス1
534-9500／ハウス2 535-9500) に連絡

ちゅうこうかんしつ かんりにん いらい
⑤中央監視室または管理人にAEDを依頼する



こきゅう
〈呼吸がない！〉その時……

きょうこつあっぽく
①胸骨圧迫をする

つよ せいいしん すく きょうこつ しず つよ はや すく かい ふん た ま ちゅうだん さいしうげん
強く(成人は少なくとも胸骨が5cm沈む強さ)、早く(少なくとも100回/分)、絶え間なく(中断は最小限に)

じんこうきゅう
②人工呼吸

じんこうきゅう ばあい きょうこつあっぽく つづ
人工呼吸ができないか、ためらわれる場合は、胸骨圧迫のみを続ける

きょうこつあっぽく かい じんこうきゅう かい く かえ
③胸骨圧迫30回＋人工呼吸2回を繰り返す

④AEDを使用する

〈AEDの使い方（詳しくはAEDに添付されています。）〉

1. AEDの電源を入れる（ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります）



2. 電極パッドを傷病者の胸に貼る（貼る位置は、パッドに描いてあります）

パッドを貼る時の注意点

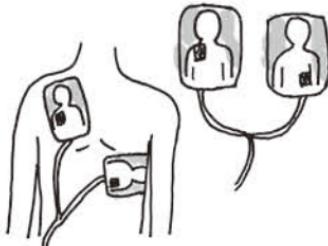
①肌に直接貼る

②傷病者の胸が濡れたら、拭く

③胸に貼り薬があり、パッドを貼る際に邪魔になる時ははがし、肌に残った薬剤をふき取ってからパッドを貼る

④ペースメーカーや除細動器が胸に埋め込まれている場合は、8cm以上離してパッドを貼る

⑤一度パッドを貼ったら、はがさない。胸骨圧迫もパッドを貼ったまま行う



3. 心電図の解析

パッドを貼り付けると、その傷病者に電気ショックが必要か、不要か自動的に判断します。
(心電図の解析)

この時、「離してください」と音声が流れるので、周囲の人々に傷病者から離れるように促します。

4. AEDの音声に従う

①「電気ショックは不要です」

↓

↓

いき
息がない

いき
息がある

↓

↓

心肺蘇生法を続ける
(パッドは貼ったまま・
AEDの電源は入れたま
ま)

回復体位にして観察
を続ける



②「電気ショックが必要です」

↓

充電が完了するまで、離れたまま待機します

↓

充電が完了すると「ショックボタンを押してください」などとも
「んかつ」とも
等のメッセージと共にショックボタン
が点滅します

5. 除細動を行う（ショックボタンを押す）

「みんな離れて！」と傷病者に誰も触ってない

ことを確認しながら（目線は傷病者を見たまま）、

ショックボタンを押します。

傷病者に触れていると、その人が感電する恐

れがあります。決して傷病者から目線を離さな

いでください。



6. 心肺蘇生法を始める

除細動を行ったら、すぐに胸骨圧迫から始めます。胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返します。

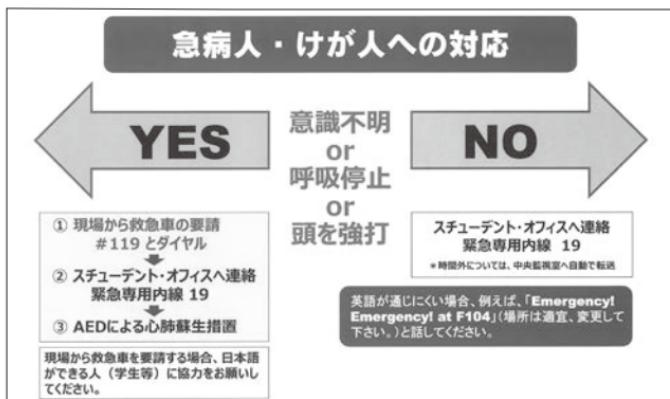
救急車が到着しても、すぐに止めるのではなく、救急隊員の指示に従ってください。

※疲れたら、胸骨圧迫を別の人と交代しても支障はありませんが、その際、胸骨圧迫の中継時間を

なるべく短く（5秒以内）してください。

7. 体調不良者が出了際の緊急対応

急病人・ケガ人などが教室で出了際は、以下のフローに従って対応するようにしてください。



しょう がくせいいたいおう 障がい学生対応

しょう がくせい たい しょん 障がいのある学生に対する支援について

りつめいかん たいへいようだいがく しおる がくせいしそん かん はうしん
立命館アジア太平洋大学 障がい学生支援に関する方針（ガイドライン）にもとづき、障がい学生
支援を行うとともに、その活動を通じて、すべての学生の学びと成長に寄与する取組みを行います。
しょんなんよう しおる ないよう せいど しょぞく がくぶ まな とくちょう しおる がくせい
支援内容については、障がいの内容や制度、所属する学部の学びの特徴と障がい学生のニーズにもと
づいて、個別に検討します。

りつめいかん たいへいようだいがく しおる がくせいしそん かん ししん 立命館アジア太平洋大学 障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）

りつめいかん たいへいようだいがく い かほんがく い か ししん もと しんたいしよう
立命館アジア太平洋大学（以下本学）では、以下の指針（ガイドライン）に基づき、身体障がい、
はつたつしょ せいしんしよう た しんしん まのう しおる がくせい い か しおる がくせい
発達障がい、精神障がい、その他心身の機能の障がいがある学生（以下「障がい学生」という。）の
しょんなんよう
支援を行う。

ほんししん しょんなんよう しおる せいど きじゅん こんかん さだめ もと しょんなんよう
ただし、本指針（ガイドライン）は、支援制度の基準、根幹を定めたものであり、支援内容については、
しょんなんよう ないよう せいど おう こべつ ひつよう こうりてき はいりよ けんとう しおる がくせい かんけいしゃ じゅうぶん
障がいの内容や制度に応じ、個別に必要かつ合理的な配慮を検討し、障がい学生や関係者と十分な
きよとぎ へ うえ けてい
協議を経た上で決定する。

1. 支援理念

ほんぐく じゅうじ すべ きょうしょくいん ほんぐく しおる もと がくせい ほんぐく まな
本学に従事する全ての教職員は、本学での修学において支援を求める学生が、本学での学びの
けいげん どお せいやう しゃかい しおる ほんぐく ほんぐく ほんぐく
経験を通して、成長し社会につながっていく、そのプロセスを支援する。また本学は、本学に
ざいせき がくせいおよ かんけいしゃ ほんししん りかひ とも きょうりょく あ きたい
在籍する学生及び関係者が本指針を理解し、共に協力し合うことを期待する。

2. 基本方針

- ほんぐく きょうしょくいん ほんぐく おじせき しおる がくせい しおる ね へだ
1) 本学の教職員は、本学に在籍する障がい学生が、障がいのない学生と分け隔てられることなく、
そうご じんかく こせい そんちゅう あ がくせいせいかつ おく しおる おこな
相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう支援を行う。
- しおる がくせい しおる とお しおる がくせい まな せいちょう きよ とりく おこな
2) 障がい学生の支援を通して、すべての学生の学びと成長に寄与する取組みを行う。
- しおる がくせい ない しおる げんぐく ほんにん しおる もと おこな
3) 障がいのある学生に対する支援は、原則として本人からの支援要請に基づき行うものとする。
- しおる ないよう はだん こんなん ばあい しおる がくせい ほんほう さだ
4) 支援内容の判断が困難な場合には、原則として本人からの支援要請に基づき行うものとする。
きじゅん とりあつか さんこう がくせい こべつじょうおよ ほんぐく からくまうなど かんあん はんたん
「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」報告（第一次まとめ・第二次まとめ）が定める
基準、取扱いを参考とし、学生の個別事情及び本学の環境等を勘案して判断する。

3. 支援の目的

ほんぐく しおる がくせいしおる しおる りゆう きょういく がくしゅう けんり ふとう そこ
本学の障がい学生支援は、障がいを理由として教育や学習の権利が不当に損なわれることのない
よとく だいいち もくでき どうじ しおる うえ ひつよう おう てきせつ しおる おこな
よう取り組むことを第一の目的とする。同時に、修学の上で必要なに応じて適切な支援を行うことや、
しおる かがどう つう にんげんかんけい やしな しおる しゃ しおる ひかい ば
支援活動を通じて、よりよい人間関係を養うとともに、支援者が障がいについて理解できる場を

ていきょう
提供する。

4. 支援体制

ほんがく しょう がくせい しょんじや ほんがく きょうしょくいんおよ しょう がくせい しょん ほんがく がくせい
本学における障がい者の支援者は、本学の教職員及び障がい学生を支援する本学の学生センター

がくがい しょう しゃしえん せんもんなど さんみつ れんげい はか
とし、学内の障がい者支援の専門家等とも緊密に連携を図る。

ほんがく しょう がくせい しょん ぜんがくてき おこな ない しょう がくせい
本学は障がい学生への支援を全般的に行うために、スチューデント・オフィス内に「障がい学生

さわらううけつけ もう しょう がくせい しょん ぜんがくてき おこな ない しょう がくせい
相談受付」を設ける。またスチューデント・オフィス、アカデミック・オフィス、アドミッション

ズ・オフィス、キャリア・オフィスに「障がい学生相談員」を配置し、直接、相談員に相談する。

がくせい しょう がくせい しょん ぜんがくてき おこな ちよせつ そだいんいん そだいん
学生はスチューデント・オフィスの「障がい学生相談受付」だけではなく、直接、相談員に相談する

ることもできる。

しょう がくせい しょん うだんうけつけ しょう がくせい う そうだんないよう おう かく そだいんいん つな そだいんいん
「障がい学生相談受付」は、障がい学生から受けた相談内容に応じ各オフィスの相談員に繋ぎ、相談員

はうがく しょう がくせい しょん うだんうけつけ しょう がくせい うだんうけつけ ちよせつ そだいんいん そだいん
は障がい学生の修学支援及び関係部局間や支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行う。

5. 個人保護と守秘義務

しょんじや しょん うえ し え しょう がくせい こじんじゅうほう しょう そだん ないよう ふく かんり
1) 支援者が支援をする上で知り得た障がい学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む。）の管理

げきみつ おこな だいあんしゃ こじんじゅうほう かじい ていよう きょう ばあい ほんにん どうい え
を行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。

しょう がくせい れんげい しょん おこな ひつよう ほんがく ほんдан ばあい しゅうだんしゅひ まこと じゅうぶん じゅんしゅ
2) 障がい学生への連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守し

しへんじやかん こじんじゅうほう きょうゆう おこな
つつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。

6. 情報公開

ほんがく しょう がくせい しょん ほうしゅう しょん なんたいせ そだん すす かた し え なんいようなど ほんがく
本学の障がい学生支援方針、支援体制や相談の進め方また支援内容等について、本学ホームページ

など かつよう がくせい しんがんしゃなど てきぎ てきせつ ほうし しゅうち
等を活用し、学生や志願者等に適宜、適切な方法で周知する。

7. この指針（ガイドライン）に関する事務は、スチューデント・オフィスが行う。

8. この指針（ガイドライン）の改廃は、学生委員会、教學委員会の議を経て、学長が決定する。

ふそく
付則

しじん かんじ ジモト おこな
この指針（ガイドライン）は、2016年4月1日から施行する。

障がい学生の相談窓口

めい オフィス名	れんらくさき 連絡先	そだんないよう 相談内容
スチューデント・オフィス		しょう がくせい しょん うだんうけつけ せいかつそだん 障がい学生相談受付、生活相談
アカデミック・オフィス		にゅうがくご じゅうそだん 入学後の履修相談
アドミッションズ・オフィス(国内)		にゅうがくしけん にゅうがくご せいかつ じゅうそだん 入学試験、入学後の生活、履修相談
アドミッションズ・オフィス(国際)	apudss@apu.ac.jp	しんそく じゅうしょくそだん 進路、就職相談
キャリア・オフィス		

じゅうきよ 住居

APハウス (寮) りょう

にゅうりょうしあく

1. 入寮資格

APハウス1・2	<p>対象: 学部新入生、2回生編入、3回生編入</p> <p>入寮期間: 学部新入生、2回生編入 (11ヶ月)</p> <p>3回生編入 (1年11ヶ月)</p> <p>募集: (国際生) 必須* *特別な場合を除く (国内生) 各入試方式における出願の際に応募</p>
APハウス3	<p>対象: 本学に在籍する学部生・大学院生で、入学から1年以上経過した学生、特別聴講学生または科目等履修生</p> <p>入寮期間: 最長1年間。申請を行い、審査後、継続入寮可能</p> <p>募集: スチューデント・オフィスホームページを確認</p>
APハウス4	<p>対象: 主に特別聴講学生、大学院生</p> <p>入寮期間: 学修期間に準ずる</p> <p>募集: 随時募集は行っていない。入寮者募集を行う際は、キャンパスターミナルにて告知</p>

2. APハウスへの訪問

- APハウスを訪問できる者

APU在学生 (寮生・寮外生)

家族と卒業生については個別相談

- 訪問者はAPハウスに出入りする際、管理人室にある訪問者ブックに記入し、常に寮生と行動を共にしてください。

訪問可能時間: 8:00~22:00

利用不可施設: 浴室、シャワーコーナー、ランドリー、インターネットルーム

(訪問者のみでの利用不可: 卓球、ビリヤードなどのリフレッシュ設備、キッチン)

※2021年現在、寮外生のAPハウス訪問は
禁止しています。

3. 駐車場・駐輪場

- APハウス敷地内では、学生による駐車は基本的に禁止されています。ただし、引っ越しの時のみ例外的に認めています。その際は必ず管理人室で「臨時入構許可証」を発行してもらってください。
- APハウス敷地内にバイクで入構する際は、バリカーゲート手前でエンジンを切り、所定の駐輪場までバイクを押して行ってください。出構する際は、バリカーゲートまでバイクを押して行き、バリカーゲート外にてエンジンをかけてください。

アパートへの引っ越し

以下の手順に沿って準備を始めましょう。

1. 不動産会社に行く

2. 物件を選ぶ

※ルームメイトとは一緒に住めないアパートもあり
ます。よく確認しましょう！

3. 物件を見学する

4. 申込手続をする

5. 契約書を結ぶ

6. 契約金を支払う

7. 入居する

大学内にある(株)クレオテックは、
アパートの紹介を行っています。
まずは、(株)クレオテックに行ってみ
ましょう。

本部棟 1F：国際学生連帯保証手続
2F：不動産／保険

最初にかかるお金（例）

しきさん れいさん 敷金／礼金	やちん やく かげつぶん 家賃の約1ヶ月分
やちん まえばら 家賃（前払い）	よくげつぶん やちん 翌月分の家賃 つき とちゅう にゆうきよ ばあい ひ わ やちん よくげつぶん やちん 月の途中で入居する場合：日割り家賃と翌月分の家賃
ちゅかいてすりょう 仲介手数料	やちん かげつぶん 家賃の1ヶ月分

※その他に保険料、自治会費等がかかる場合があります

物件を探す

●必ず部屋を見学しましょう。

●部屋の中だけでなく、周囲の環境も大切です。周辺の夜間の様子も確認しましょう。

●希望条件にあった物件をいくつか見学し、比べてみるのも良いでしょう。

契約する

一般に日本では、アパートの契約には日本人の連帯保証人が必要となります。

●国内学生の場合

ご家族や経費支弁者と相談のうえ、契約をすすめてください。

●国際学生の場合

連帯保証人を探すことが困難な場合があります。APUでは大学が保証人になることができる場合があります。

(株)クレオテック(本部棟1F)が手続きの窓口となっています。以下の手順で進めましょう。

- ① 物件が決まったら、大家さん・不動産会社に申し込みをする。
もうごみしょう う と じゅうきんがいしゃ もう こ
② 申込書を受け取ったら、入居者全員でA棟1階の(株)クレオテックに行く。
がくせいじゅう さりりゅう こくせいがくせいじゅうたそうこうしょせいかどうにゅうしゃしよう。
学生証、在留カード、国際学生住宅総合補償制度加入者証¹が必要です。
- ③ 申込書を大家さん・不動産会社に提出する。
もうごみしょ おおや ふどうさんかんがいしゃ ていしきつ
④ 契約書を受け取り、内容をよく確認、承知のうえ契約書にサインし印鑑を押す。
にほん けいやくしょ いんかん ひつよう
日本の契約書には印鑑が必要です。(サインだけでは契約ができません)
- ⑤ サイン・押印済みの契約書を(株)クレオテックに持て行く。
だいがく おういんず けいやくしょ おおや ふどうさんかんがいしゃ ていしきつ
- ⑥ 大学のサイン・押印済みの契約書を大家さん・不動産会社に提出する。



*1 「国際学生住宅総合補償制度」に加入しているという証明になるカードです。

入居する

すぐに部屋をチェックしましょう。

- 窓ガラス、ドア、備え付けの電気など、はそん こしょう
ゆか かべ しよじう よこ おお
●床、壁、ふすまや障子など、汚れ、大きなキズはありませんか？

※見つけた場合は、すぐに大家さん・不動産会社に連絡してください。そのままにしておくと、退去する際あなたが修繕費用を支払う可能性があります。

入居中の注意

- 毎月の家賃の支払いは、必ず期日を守りましょう。通常、前月の末日が支払期限です。
まいつき やちん しはら からら きじつ まも つうじょう ぜんげつ まつじつ しはらいきげん
ほとんどのアパートでは、2ヶ月滞納すると強制退去となります。
- 契約書に名前の載っていない人がアパートに居住することは契約違反となります。
にゅうきょしゃ ひとり か ばあい からら けいくへんこう てづづ おこな
入居者が一人でも代わる場合は、必ず契約変更の手続きを行いましょう。

3. 夜中に大声を出したり、パーティーを開き騒ぐなどして周りの住民へ迷惑をかけないようにしましょう。
4. ごみは分別し必ず別府市指定のごみ袋に入れ、決められた場所に出してください。
 • 収集日は地域によって異なるため、「ごみカレンダー」で確認してください。
- 別府市ごとリサイクル <<http://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/>>
- ・指定日以外は、ごみ置き場にごみを出すことは禁止されています。
 - ・ご近所の方に迷惑がかからないようにしましょう。
5. 契約時に渡される契約書をよく確認し、入居規約を守りましょう。
6. 電気・水道・ガスは個人契約のところがほとんどです。自分で契約の手続きを行わなければなりません。
7. 長期間、家を留守にする場合は、必ず大家さん・不動産会社に連絡をしてください。防火・防犯の対応にもつながります。

上記は別府市民、社会人として当然守るべきルールです。守らない場合は強制退去の対象となることがありますので、十分注意してください。上記に違反した場合は、強制退去、連帯保証契約の解除を大学は行います。また、新規物件契約での連帯保証人の手続きを行いません。奨学金受給や授業料減免も停止となる場合もあります。

退去する

1. 退去届けを大家さん、不動産会社に提出する。
- ・ほとんどのアパートでは退去する1ヶ月前までに退去届けの提出が必要です。
 - ・退去届けの提出が遅ると、家賃を追加で支払わなければなりません。
 - ・アパートの住人が代わることは契約違反になります。新しい契約が必要です。
2. 電気やガス、水道、インターネット等を解約し、使用料をすべて精算する。
3. 退去立会いをする。
- ・部屋の中に荷物や家具等を残してはいけません。備え付けのもの以外は全て片付けてください。
 - ・窓ガラス、ドア、床、壁、ふすまや障子など、破損したものは修繕費用が必要です。
 - ・大家さん、不動産会社と一緒によく確認をしましょう。
4. 敷金精算をする
- ・入居時に預けた敷金から部屋の清掃、修繕費用を精算します。余った場合は返金してくれます。
 - ・部屋に大きな破損、汚損があった場合は、追加で請求されることがあります。
 - ・入居時に敷金の不要な物件は、清掃、修繕費用はすべて請求されます。

引っ越しをする時、特に卒業する前には必ず不動産会社と一緒に退去立会いをしてください。不要なものをお部屋に放置すること、また粗大ゴミを指定以外の場所に捨てることは禁止されています。放置すると、後で処分費用を請求されます。

また卒業式までに退去手続きが終わっていない場合、卒業証明書などを受け取ることができない場合があります。万が一、退去費用を支払わないまま帰国した場合は、実家にも連絡し、退去費用を支払ってもらいます。十分に注意してください。

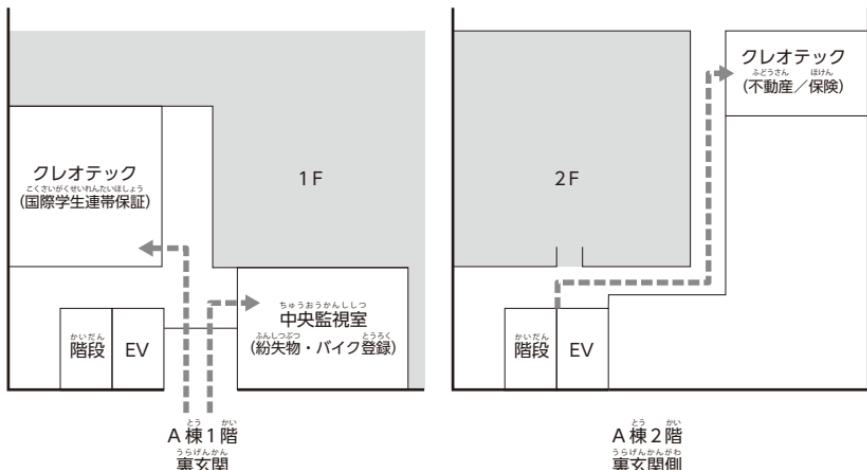
国際学生住宅総合補償制度（住宅保険）

APUで学ぶ国際学生の万一の事故や賠償責任に対する備えをし、日本での学生生活を安心して送るための制度です。本制度は、①借家人賠償責任②個人賠償責任③傷害保険（死亡・後遺障害）④保証人補償から構成されています。

住宅保険は、APUの国際学生は原則全員加入しなければなりません。常に携帯し、期限が切れる前に必ず（株）クレオテックにて更新手続きを行ってください。期限切れのまま入居し続けたり、引越したりすることはできません。十分に注意してください。

詳細は、（株）クレオテックにある「国際学生住宅総合補償制度のご案内」を参照ください。

クレオテックの案内



ふどうさんようご 不動産用語

しききん
●敷金

たいききん へ や だい つか のこ へんきん
退去後の部屋のメンテナンス代として使われ、残りは返金されます。

ちゅうかいてすうりょう
●仲介手数料

ふどうさんぎょうしゃ しはら てすうりょう やちん かげつぶんいない き
不動産業者に支払う手数料です。家賃の1ヶ月分以内と決められています。

やちん
●家賃

かげつぶん ちんしゃくりょう まいげつまつ よくげつぶん しはら
1ヶ月分の賃借料のことです。毎月末まで翌月分を支払います。

きょうえきひ
●共益費

かいたん ろうか がいとう きょうようぶぶん いじかんり にゆうきょしゃ ふたん ひよう
アパートなどの階段、廊下、外灯などの共用部分の維持管理のために入居者が負担する費用です。
まいづきやちん いっしょ しはら
毎月家賃と一緒に支払います。

ちょうないかい
●町内会費

かいたん ひつよう ばあい きんがく ちょうないかい こと げつがく まん えんていど
町内会により必要な場合があり、金額も町内会によって異なります。月額100円～500円程度

しきび ていがくせいさん
●敷引き・定額精算

にゅうきょしゃ しょうじょうきょう たいきよじ しききん いつていがく むじょうけん き ひ
入居者の使用状況にかかわらず、退去時に敷金から一定額を無条件に差し引くしくみです。

アルバイト

学費や生活費を補う目的でアルバイトを行う場合であっても、日常的にはAPUの学生として学修に専念する必要ですので、学修の妨げとならない範囲でアルバイトを行うことが求められます。

※国際学生は、資格外活動許可を取得し、下記認められた就労の範囲内で就労することができます

(詳細は116ページ参照)。

(資格外活動許可で認められている就労時間)

・APUで授業がある期間中：1日8時間以内かつ1週間28時間以内

・夏・冬セッション期間中および長期休暇中：1日8時間以内かつ1週間40時間以内

アルバイト先を探す際の注意

在留資格が「留学」の学生は、下記のようなアルバイトはできません。下記のようなアルバイトを絶対に行わないでください。

✗ 風俗関係（キャバクラ、スナック、個室マッサージなど）

✗ アルコールをメインに提供する店（バーなど）

✗ マルチ商法、ネズミ講商法に関するもの

✗ マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター

✗ 商品の代理購入業

特に国際学生については、資格外活動許可を得ていても、風俗関連業等に従事した場合、入管法により国外退去処分を受けます（掃除や皿洗いをするだけでも不可）。

学内アルバイトについて

学内のアルバイトについては、「学内アルバイトセンター」

のホームページで募集しています。現在募集中のアル

バイト一覧や、申込の流れ、登録方法についても下記ホー

ムページで確認できます。

【学内アルバイトセンター】

https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0042.html/



国際学生の資格外活動許可の申請書類も学内アルバイトセンターのHPからダウンロードできます！

アクティブネット

国際学生向けの学外でのボランティアや仕事に関する情報は大学コンソーシアムおおいたの「アクティ

ブネット」に掲載されています。

<https://activenet.ucon-oita.jp/>

大規模災害等がキャンパスを含むエリアで発生した場合の対応

※大規模災害とは、以下のような場合を想定しています。

●別府市に災害救助法が適用された場合

●災害対策基本法の第2条第1号に定める災害が別府市で発生し、かつ、それに対処するため、同法第24条に基づき内閣総理大臣が「非常災害対策本部」を設置したもの。

本学では、大規模災害が発生した場合の対外的な情報発信を、大学の公式ウェブサイトから行います。

本学公式Facebookや大分県・別府市等の災害関連ウェブサイトも集約し、学生および保護者のみなさまが必要とする情報にアクセスしやすい形で、ニュース等では報じられない本学の状況や災害の情報を順次発信します。

学生のみなさまへは、学生向けウェブサイト(Campus Terminal)からも安否確認の連絡や大学からのお知らせを発信しますので、必ず確認してください。

大学の公式ウェブサイト

①【日本語】

<https://www.apu.ac.jp/home/>



②【英 語】

<https://en.apu.ac.jp/home/>



災害時の情報提供ページ

※このページは、大規模災害発生時のみ表示されます。お気に入りに登録する場合は大学の公式ウェブサイトを登録してください。

③【日本語】

<https://www.apu.ac.jp/home/gallery/article/?storyid=155>



④【英 語】

<https://en.apu.ac.jp/home/gallery/article/?storyid=155>



また、次の点にもあわせて留意し、大規模災害等に備えてください。

●本学では、「いざ災害にあったときどのように行動したらよいか」というマニュアル

「緊急災害対応ハンドブック(学生用)」を作成し、大学の公式ウェブサイトで公開していますので、ご一読ください。

●災害発生時には安否確認等の電話が増加

し、回線がつながりにくくなります。ご

家族・知人と緊急時の安否確認の方法について確認を行ってください。

※電話会社等が提供している災害用伝言板の使用には、事前に登録が必要な場合があります。平時に、連絡先を登録する、利用方法を確認する等、適切な準備を行っておくことが大切です。

緊急災害対応ハンドブック(学生用)

⑤【日本語】

<https://www.apu.ac.jp/home/life/content40/>



⑥【英語】

<https://en.apu.ac.jp/home/life/content40/>



別府市防災マップ

⑦【日本語】

https://www.city.beppu.oita.jp/doc/bousai_syoubou/bousaijyouhou/bousai_map/bousai/all.pdf



⑧【英語】

<https://www.city.beppu.oita.jp/doc/seikatu/gaikokujinmuke/ei/disaster/all.pdf>



SOSカード



1. ここは安全ですか？
Is it safe here?
2. 病院／避難所／トイレに連れて行ってください。
Please take me to a hospital / evacuation shelter / toilet.
3. 家族／友人が家の中にいます。
My family member / friend is inside the house.
4. けが人がいます。
There is an injured person.
(Three red signal flares)
5. 救急車を呼んでください。
Please call an ambulance (119).
6. 警察を呼んでください。
Please call the Police (110).
7. 救命舟／金／電池がほしいです。
I want to come back! (Blinking)
8. なんにできることはあります？
Can I help you with anything?

Beppu City Disaster Assistance

災害多言語支援センター

+81-977-21-6133

Beppu City Disaster Message Board

別府市災害連絡処理室

Access this Japanese page to obtain pertinent information
in the event of a disaster.
English-speaking operators are available at the number above.